

令和 2 年

## 第 8 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 2 年 9 月 8 日

閉会：令和 2 年 9 月 11 日

福岡県東峰村議会

## 令和2年 第8回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日 令和2年9月 8日開議  
招 集 の 場 所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和2年9月 8日 9時30分  
議 長 佐々木 紀嘉  
閉会日時及び宣告 令和2年9月11日 11時11分  
議 長 佐々木 紀嘉

### 応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

### 不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

### 出席議員

9月8日・9日 9名 9月11日 10名
----------------------

### 欠席議員

9月8日・9日 8番 泉 守議員
------------------

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	縄田淳一		
総務課長	眞田秀樹	企画政策課長	城辰也
住民税務課長	室井英信	農林観光課長	岩橋一成
保健福祉課長	梶原浩二	建設水道課長	金田剛紀
教育課長	伊藤勝枝	災害対策室長	野寄和秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋俊典		

村長提出議案の題目

議案第32号	東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第33号	令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について
議案第34号	令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
認定第1号	令和元年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	令和元年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
報告第3号	令和元年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

議員提出議案の題目

発議第3号	「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について
請願第1号	「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書
請願第2号	「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)

6番 高倉寛視議員      7番 大蔵久徳議員

# 第8回 東峰村議会定例会会議録

令和2年9月8日  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和2年 第8回東峰村議会定例会議事日程

令和2年9月8日開議

開会宣言

議事日程報告

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                            |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                                 |
| 日程第 3 |        | 議案上程報告                                |
| 日程第 4 |        | 村長のあいさつ及び提案理由の説明                      |
| 日程第 5 |        | 一般質問                                  |
| 日程第 6 | 議案第32号 | 東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第 7 | 議案第33号 | 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について         |
| 日程第 8 | 議案第34号 | 令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について |
| 日程第 9 | 認定第 1号 | 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について             |
| 日程第10 | 認定第 2号 | 令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第11 | 認定第 3号 | 令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第12 | 認定第 4号 | 令和元年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について      |

日程第 1 3 報告第 3 号 令和元年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

日程第 1 4 発議第 3 号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について

日程第 1 5 請願第 1 号 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書

日程第 1 6 請願第 2 号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和2年第8回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、皆様方のお手元に配っております議長の諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 高倉寛祝議員、7番 大蔵久徳議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和2年第8回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る8月31日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の一部改正が1件、令和2年度一般会計・特別会計の補正予算が2件、令和元年度決算認定が4件、報告が1件、発議1件、請願2件が予定されております。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日から18日までの11日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告に従い7名の議員の一般質問を予定しております。</p> <p>決算認定については、決算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。</p> <p>なお、決算書の朗読は行っておりませんので、今回も省略することといたします。</p> <p>11日には、決算審査特別委員会の総括質疑、討論、採決及び本会議における質疑、討論、採決を予定しております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日8日から18日までの11日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、9月8日から18日までの11日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p>



	(事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いいたします。 村長
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、令和2年第8回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につき、ご理解とご協力をいただき深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、第2波とも言える新型コロナウイルス感染症は、全国的には鈍化の傾向となっておりますが、依然として収束の目途は立っておらず、朝倉市郡におきましても微増しているのが現状です。</p> <p>本村におきましては、村民の皆様一人ひとりの感染防止の強い意識と取り組みにより、感染者の発生報告は未だにありませんが、今後も感染防止対策等にも万全を期してまいる所存です。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業も鋭意取り組んでいるところであります。</p> <p>長い梅雨が明けると台風8号、9号、10号と連続して大きな影響を受けました。特に台風10号は特別警報が取り沙汰される報道もあり、重大な被害が予測されましたが、北部九州に近づくと勢力が少し衰え、本村においては大きな被害もなく終えることができました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の問題にもかかわらず、181名の方々に避難していただき、人的な被害の報告もありませんでした。</p> <p>日田彦山線復旧に関しましては、7月16日の第6回日田彦山線復旧会議の合意を踏まえ、今月1日に、福岡県交通政策課、JR九州との打ち合わせを行いました。</p> <p>現在、JR九州は、測量等を開始していると報告を受けているところですが、基本的な計画ができましたら、議会並びに村民の皆様には報告をしたいと考えております。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案をしております議案等について、説明を申し上げます。</p> <p>本定例会には、条例の制定について1件、補正予算について2件、決算認定について4件、報告1件、計8件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第32号、東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東峰村立診療所の土曜日の診療について、利用状況を鑑み、第2、第4土曜日以外の土曜日においても休診とするため、本条例を制定するものです。</p> <p>議案第33号、令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれに2億6,840万7千円を追加し、歳入歳出総額を49億5,262万円とするものです。うち災害関係は2億2,330万円となっています。</p> <p>歳出では、村有施設修繕費270万円、東峰テレビ開局10周年記念番組制作136万9千円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業100万円、宝珠の郷火災報知器受信機・放送設備更新374万円、林道改修工事350万円、林道防災事業1,400万円、陶の里・伝産館施設改修費206万4千円、小石原農業用倉庫外構関連工事169万1千円、林道維持補修400万円、河川改修300万円、学校保健特別対策事業200万円、学園サーバー機器購入440万円、農地・農業用施設災害復旧費1億7,320万円、林道施設災害復旧費5,000万円等を計上しております。</p> <p>歳入としては、分担金、国・県補助金、基金繰入金、繰越金、地方債、それぞれを計上しております。</p>

	<p>議案第34号、令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに50万円を追加し、歳入歳出総額を3億7,486万7千円とするものです。</p> <p>歳出は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免に係る還付50万円を計上しています。</p> <p>歳入は、県支出金を50万円計上しております。</p> <p>認定第1号から第4号につきましては、令和元年度東峰村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算が整いましたので、地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認を求めます。</p> <p>報告第3号、令和元年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告につきましては、地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より、令和元年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	村長の提案理由の説明が終わりました。
休憩	
議長	<p>ここで全員協議会を開催いたしますので、10時10分まで休憩いたします。</p> <p>議員は第2会議室のほうにご集合ください。</p> <p style="text-align: right;">（9時43分）</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">（10時35分）</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第13までの補足説明終了後に行います。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第32号「東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第32号「東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和2年9月8日提出。</p> <p>提案理由といたしまして、東峰村立診療所の土曜日の診療について利用状況を鑑み、第2・第4土曜日以外の土曜日においても休診とするため、この条例を制定するものでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村立診療所条例の一部を次のように改正するというので、改正案のほうを説明いたします。</p> <p>第3条では、診療日は、東峰村の休日を定める条例第1条に規定する村の休日以外とするということで、東峰村の休日を定める条例では、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日と。その間は原則として職務を行わないという条例がございまして、それに合わせるものでございます。</p>

	<p>第2項、診療時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>これについては、土曜日の診療がなくなりますので、平日午前9時から午後5時までとするものでございます。</p> <p>第3項では、前2項の規定にかかわらず、村長が特に必要があると認めた場合は、診療所の全部又は一部で臨時に診療することができる。と定めるものでございます。</p> <p>附則では、この条例は、公布の日から施行するということです。</p> <p>それから、土曜休診にあたりまして、昨年度、土曜日に診察に来られた患者48人に、電話にて調査を行っております。</p> <p>その調査結果については、土曜が開いているならありがたいという方が2名おります。その他、月曜から金曜が開いていればそれでいいという方が46名、ほとんど48人中46名の方が、もう平日が開いていればいいと、そういった聞き取り調査は行っているところでございます。</p> <p>それから、診療所運営委員会でも、この件につきましては一応承認をいただいているところでございます。以上です。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第33号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第33号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）」</p> <p>令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,840万7千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,262万円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和2年9月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正について。</p> <p>歳入につきましては、9款分担金及び負担金、11款国庫支出金、12款県支出金、15款繰入金、16款繰越金、18款村債、それぞれの項目で合計2億6,840万7千円の補正額を計上させていただいているところでございます。</p> <p>15ページ、16ページ、歳出につきましては、総務費、民生費、保健衛生費、農林水産費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費で、それぞれ同額2億6,840万7千円の補正額を計上させていただいております。</p> <p>詳細につきましては、事項別明細のところの説明をさせていただきます。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>第2表、地方債の補正でございます。</p> <p>今回、起債につきましては2項目、災害復旧事業債につきまして、限度額の補正を行っております。</p> <p>限度額について、2行目ですね、3億2,930万円の補正前に対しまして、今回の補正で4億410万円、7,480万円の限度額の補正という形で増額をしているものでございます。これについては、予算書の中でですね、同額を、補正を計上させていただ</p>

	<p>だいているものでございます。</p> <p>続いて、緊急自然災害防止対策事業債については、1億3,650万円を1億5,050万円、1,400万円の増額ということで補正をさせていただいているものでございます。</p> <p>続きまして、20ページをお願いいたします。</p> <p>事項別明細書の詳細部分でございます。</p> <p>歳入につきまして、まず、9款1項4目農地・農業用施設災害復旧費分担金については、同事業に係ります受益者の分担金ということで138万8千円、11款2項4目教育費国庫補助金としては、学校保健特別対策事業費補助金として、10款1項8目小中一貫教育推進費のほうで事業を行います分に対しまして、100万円の予算計上でございます。</p> <p>12款2項2目民生費県補助金については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金、歳出の3款2項3目及び4目におきます児童福祉費に対する事業に対しまして100万円の金額の計上、8目災害復旧県補助金については、農地・農業用施設災害復旧費県補助金、林道施設災害復旧費県補助金のそれぞれの県の補助金として、合計1億1,741万円。</p> <p>15款繰入金については、15款2項1目財政調整基金繰入金2,718万5千円、12目施設改修等基金繰入金については、村有施設等の改修についての基金の繰入力で580万4千円、13目小石原川ダム水源地域振興事業基金繰入金については、小石原農業用倉庫の外構関連の工事の財源といたしまして169万1千円、14目合併振興基金繰入金については、東峰テレビ開局10周年記念番組制作の財源として136万9千円を今回計上させていただいております。</p> <p>16款1項1目繰越金については、決算の確定によります金額として2,276万円を繰越金として計上させていただいております。</p> <p>18款1項9目災害復旧事業債としては7,480万円、12目緊急自然災害防止対策事業債として1,400万円の歳入の予算の計上をしているところでございます。</p> <p>22ページ以降歳出につきましては、総務課の関連について、ご説明を申し上げます。</p> <p>2款1項5目財産管理費、施設の修繕料として270万円、村有施設のですね、経年による修繕費が、最近ちょっと非常に増えております。この分です、当初予算でやっておりましたが足りなくなるといことで、今回270万円の補正を計上させていただいております。</p> <p>14目電算事務費として電算業務委託料、これについては、乳幼児、子ども医療並びに障害者医療について、県の制度改正があるということで、制度改正に伴いますシステム改修費として99万円を計上させていただいております。</p> <p>総務課の分につきましては、以上です。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課でございます。</p> <p>同じ22ページでございます。</p> <p>2款1項22目光地域情報通信費の中のですね、136万9千円でございますが、東峰テレビが10周年ということで、10周年の記念番組制作を考えております。</p> <p>番組形態としましては、10年を振り返ったVTR、ドキュメンタリー形式で30分番組を1本と、5分番組を1本、中身につきましては、過去10年間の取り組みについてですね、記念すべきところで残したいということで、番組制作委託費として136万9千円を計上させていただいております。以上でございます。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	3款2項3目の児童福祉施設費、同じく4目の児童福祉施設費、民間分と直営分でご

	<p>ざいます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金ということで、民間分に対しては補助金という形で、直営分については備品購入費という形で50万円ずつ計上しているものでございます。</p> <p>これは、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業という県の事業でございます。保育所等における感染症対策に必要な経費に充てることができます。県の補助金100%でございます。</p> <p>次に、3款3項9目特別養護老人ホーム管理費で、工事請負費に374万円、非常放送設備の更新、総合火災受信機の更新、この2つを計上しております。</p> <p>通常この機器は、15年で更新を大体行うようになっております。宝珠の郷がですね、今年20周年記念を迎えておりますが、今年と言いますか、昨年度。もう20年経過しており、いつ壊れてもおかしくない状態であると。そういったことで、機器の更新の要望があったものでございます。</p> <p>また、指定管理の協定の中では100万を超える機器等につきましては村負担ということで定めておりますので、本村の予算により機器の更新を行うものでございます。</p> <p>次に、4款1項5目小石原診療所費に使用料及び賃借料として36万7千円、これは、酸素供給装置の使用料でございます。慢性呼吸不全の方がですね、患者さんでおられまして、在宅酸素療法を行う必要がありますので、この機器を準備したものでございます。以上です。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>次のページ、23ページをお願いいたします。</p> <p>7款1項3目商工施設管理費206万4千円の補正額です。</p> <p>10節需用費206万4千円、施設修繕料になります。これは、3件でございます。</p> <p>詳細を説明いたしますが、まず、小石原伝統産業会館の配電盤です。こちらにつきましては、経年劣化ということで、今回予算計上しております。</p> <p>それから、2点目が、小石原道の駅の玄関及びレストランの自動ドアの修繕、3点目が、小石原道の駅の、これも配電盤で、同じく経年劣化ということで修繕費として計上いたしております。</p> <p>それぞれ金額がですね、伝産館の分が69万800円、それから、道の駅の玄関及びレストランの修繕が77万円、3点目の道の駅の配電盤ですが、これが60万2,800円ということで、いずれも60万円超えとなりますので、協定書によりまして村が行うべきものということで、今回補正をさせていただいております。以上です。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>22ページをお願いします。</p> <p>6款2項4目林道維持費につきまして、工事請負費としまして350万円の計上をしております。こちらにつきましては、小規模な崩土やですね、倒木等が林道にありましたので、そちらの維持管理費として計上するものでございます。</p> <p>続きまして、6款2項5目林道施設費につきまして、委託料として300万円、工事請負費として1,100万円を計上しております。こちらにつきましては、大日福井線、大日ヶ岳線、芝峠線、竹布線の4路線につきまして、排水対策等の改良工事が必要なため計上するものでございます。こちらにつきましては、緊急自然災害防止対策事業債のほうを活用するということになります。</p> <p>続きまして、23ページをお願いします。</p> <p>8款1項3目水源地域整備事業費の工事請負費として169万1千円を計上しております。こちらにつきましては、小石原農業用倉庫の外構としまして、コンクリート舗装を実施しておりますので、そちらの分として計上しているものでございます。</p>

	<p>なお、こちらにつきましては、基金のほうを充当するというところになります。</p> <p>続きまして、8款2項2目道路維持費につきましては、工事請負費として400万円計上しております。こちらにつきましても、小規模な崩土や倒木等が村道のほうにかかっているところがありますので、そういった維持管理の費用として計上するものでございます。</p> <p>続きまして、8款3項1目河川費でございます。こちらにつきましても、河川内における土砂の堆積であるとか倒木といったところや水路の補修の維持工事としてですね、必要な経費として計上するものでございます。</p> <p>いずれもですね、河川費、道路費につきましても小規模なものでございますので、災害に当たらないようなものとして、維持管理上必要なものとして計上するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>24ページをお願いいたします。</p> <p>11款1項3目農地・農業用施設災害復旧費、補正額1億7,320万円を計上させていただきます。</p> <p>委託料といたしまして900万円、測量設計委託料で、29年の災害復旧に係ります本迫川砂防工事の流路工の周辺に係る農地の復旧の測量設計でございます。</p> <p>それから、14の工事請負費1億6,420万円、29年災害復旧工事が9カ所、それから、災害復旧の単災、小災害が20カ所、それから、同じく災害復旧工事の令和2年災は8カ所でございますが、これは、災害査定の対象ということで、この事業工事を算定しております。</p> <p>それから、4目林道施設災害復旧費、補正額5,010万円、委託料といたしまして900万円で、これは3カ所分でございます。それから、工事請負費が、令和2年災が3,200万円と単災分が910万円でございますが、これは、事前に資料を配布させていただいておりますお手元の資料で、一応確認させていただきたいと思っております。</p> <p>赤枠で林道災害復旧事業路線箇所位置図ということでございます。真ん中の下のところ、白抜きで凡例を書いております。青い丸は補助災害、3カ所でございます。赤の二重丸は11カ所ございまして、その内の補助災は枠外ですね、画像を付けております。左側から牟田白石線、51mの道路崩壊、真ん中が東野中線17m道路陥没、それから、第2大日福井線25m法面の崩壊ということでございます。</p> <p>私のほうからは、以上でございます。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>教育課の説明をさせていただきます。</p> <p>23ページをお開きください。</p> <p>10款1項8目小中一貫教育推進費、細目としまして学校保健特別対策事業費、需用費として消耗品を8万円計上させていただきます。これは、新型コロナウイルス感染予防のために、フェイスシールド、消毒液を購入するものです。</p> <p>17備品購入費192万円、ワイヤレス拡声器、空気清浄機、指導用デジタル教科書代の備品購入費です。</p> <p>10款2項1目学校管理費、11役務費11万6千円、これは、給食関係のスタッフのノロウイルス検査を定期的に行うためのものです。</p> <p>17備品購入費、東峰学園のサーバー機器購入。平成28年に東峰学園サーバーを購入しておりますが、耐用年数が来年の3月で5年になることと、ウイルス対策ソフトウェアのライセンスが令和3年3月をもって有効期限満了となりますので、機器の買い替えを行うものです。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p>

	<p>10款6項2目文化財事業費、12委託料17万円、東峰村文化財記録保存業務、当初予算では30万円を計上させていただいておりましたが、その後の調査により、より多くの情報を後世に残すために立面図と断面図の作成業務の追加分です。これは、場所としましては、旧の宝珠山中学校と旧の宝珠山村役場でございます。以上です。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第34号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」 担当課長に補足説明を求めます。 保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>議案第34号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」 令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,486万7千円とする。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和2年9月8日提出、村長名です。 26ページです。 26ページでは、歳入を6款の県支出金、27ページでは、歳出を9款の諸支出金、それぞれ50万円を追加し、歳入歳出ともに3億7,486万7千円とするものでございます。 30ページをお願いいたします。 6款1項1目の保険給付費等交付金の普通交付金として50万円を歳入に充てるものでございます。 歳出では、9款1項1目一般被保険者税還付金50万円の、税過誤納還付金に充当するものでございます。 新型コロナウイルス感染症対策で、保険税減免によるもので、現在6名の方から申請がっております。以上です。</p>
日程第9～ 日程第12	
議長	<p>日程第9 認定第1号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第10 認定第2号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第11 認定第3号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第12 認定第4号「令和元年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 を一括議題とします。 7番 大蔵久徳議員</p>
7番	<p>動議を提出します。 認定第1号から認定第4号までの令和元年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審議することを望みます。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	ただ今の大蔵議員の動議に対して、賛成いたします。

議 長	<p>ただ今、大蔵久徳議員より動議が提出されました。</p> <p>認定第1号から認定第4号までの令和元年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会を設置して審議することを望むということでございます。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立をいたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の大蔵久徳議員に動議に賛成される方は、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、令和元年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>動議を提出いたします。</p> <p>決算審査特別委員会の委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦したいと思います。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	ただ今の大蔵議員の動議に賛成いたします。
議 長	<p>ただ今、大蔵久徳議員より、決算審査特別委員会の委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦するとの動議が提出されました。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>伊藤均議員を委員長に、黒川隆康議員を副委員長に推薦することに賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、伊藤均議員が決算審査特別委員会の委員長に、黒川隆康議員が副委員長に選出されました。</p>
日程第13	
議 長	<p>日程第13 報告第3号「令和元年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況の報告について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>36ページをお開きください。</p> <p>報告第3号「令和元年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況の報告について」</p> <p>地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より令和元年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項の規定により議会に提出する。</p> <p>令和2年9月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>決算報告書については、37ページより44ページまでお付けしております。以上でございます。</p>
議 長	補足説明が終了いたしました。
休 憩	
議 長	<p>11時15分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時03分)</p>



再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。  (11時15分)
日程第5	
議 長	<p>日程第5 一般質問を、これより行います。  一般質問は、7名の議員より提出されております。  なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問・答弁者の時間を含め持ち時間は1時間以内となっております。  通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。  答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。  それでは、質問に入ります。  5番 長澤貞義議員の質問を認めます。  5番 長澤貞義議員</p>
5 番	<p>私の質問は、まず、人事についてでございます。  新しい教育長がもう就任しておりますが、それ以前の、前教育長の人事について、村長にお伺いをしたいと思います。  前佐々木教育長は、元教育長、室井教育長ですね、残任期間ということで就任したわけですが、一生懸命村の子ども達のために教育環境を頑張っていただきました。  しかしながら、残任期間が終了した時点におきまして、再任ができなかったということになり、新しい教育長が就任したわけでございます。  これ、当時ですね、私も村民の方から、何人かの方から、佐々木教育長が次の任期もするつもりというか、するんじゃないのかという質問をですね、何人かの村民の方から聞きました。  それにつきましてですね、これはもう村長の人事権でございますので、別に教育長が、村長が、次を別の方に代えるという、これは人事上の問題であって何も問題はないんですが、佐々木教育長と私は何回かお話をしたことがありまして、いろいろありまして、教育委員会、学校運営協議会の中でいろいろありまして、その中で佐々木教育長がその関係で、私は再任ができなかったのではないかと。はっきりはちょっと今言いませんが、これはもう村長が決めたことでございますので、村民の方に対しましてですね、説明、どういった形で再任をしなかったのかという説明を、できればお願いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員質問の件につきましては、先ほど議員のほうも承知しておりますように、5月26日の第5回臨時議会においてですね、議会の承認を得た、同意をいただいたところであります。  人事権の話ということで、議員のほうもしっかりとその辺りはご承知のことかと思っておりますけれども、教育長の人事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、地方公共団体の長がですね、議会の同意を得なければなりませんけど、同意を得て任命することとなっております。  したがって、人事権というのは、議員先ほど言いましたように、私のほうにあります。  そういった、いろんな総合的に勘案してということを前回申し上げましたけれども、そういったところで、私の判断をさせていただいたところでもあります。</p>
議 長	5番 長澤貞義議員
5 番	それはもう確かに、人事に関して、村長の範疇でございますので、代えることに対

	<p>して、何も意見を差し挟む余地はないと思います。</p> <p>しかしながら、当然、元室井教育長の残任期間ということで就任をされた前佐々木教育長でございますが、当然ですね、私も前佐々木教育長と話したときに、「教育長、あなたはまだ次も続けるつもりはあるんでしょう。」と言ったら、「ええ、辞めるつもりはありません。」という話をされました。</p> <p>だから、佐々木教育長ご自身はですね、辞めるつもりはなかったんですね。</p> <p>しかしながら、これはもう村長自身が決めたことでございますが、しかし、村民の方にすればですね、疑問が残るわけですね。</p> <p>次の質問になりますが、なぜ、再任ができなかったのかということですね、これは、村民の方、皆さん疑問に思われていると思います。</p> <p>それにつきましてですね、教育委員会の立ち位置はですね、文部科学省の資料を私出してみたんですが、政治的中立性の確保ですね、首長から独立性を維持するべきだと。これは、教育委員会の立つ位置がですね、全く政治的には中立を保たなければならないということが謳われております。</p> <p>それで、村長が人事介入、教育委員会に関してはですね、人事に口を挟むということとはたぶんできないと思います。予算に関してはあるんでしょうけれど、人事に関してはないと思います。</p> <p>その時点で学校運営協議会の中でコーディネーターを、教育委員会の中で決めたわけですね。運営協議会の中でコーディネーターが東ねて、一応村内の活動の、村と地域のつなぎ役をしていただいたんですね。</p> <p>だから、本当にうまく動いていただいたんですが、そのコーディネーターに対して運営協議会の中で異論が出まして、ふさわしくないとかいう。</p>
議長	<p>長澤議員、質問の途中ですが、通告の質問とは関係ないような内容になっておりますので、気を付けて質問するようにしてください。</p>
5番	<p>はい。一応関連がございますので、そういうことですね、コーディネーターの方を、ふさわしくないという意見が出ましたもので、しかしながら、このコーディネーターの方に対しましては、運営協議会の中では、学校の先生方も運営協議委員の方も、「次もやってください。お願いします。」という声は出たんです。その運営協議会の中で。</p> <p>私が佐々木教育長と話した中で、村長からですね、コーディネーターを外してくれないかという指示があったと聞いております。</p> <p>しかしながら、佐々木教育長は、教育委員会の独立性を保つためには、そういった指示には従えないということで、その指示を、村長の指示を断ったそうなんです。私はそう聞いております。佐々木教育長のほうからちゃんと聞いております。</p>
議長	<p>長澤議員、議長のほうから再度注意をいたします。</p> <p>通告の質問の内容と違いますので、質問の内容を気をつけて。</p> <p>質問は、説明責任と村民の疑問ということで出ておりますので、中の内容のことは、個人的ないろんなものが関わってきますので、注意してください。</p>
5番	<p>はい。</p> <p>一応そういう事情があったことをですね、村民の皆さんにも知らせるべきだと思います。この質問をしたわけでございます。</p> <p>教育委員会の独立性は、ちゃんと文部科学省の資料に書いているんですね。独立性は保たれると。中立であると。政治的に中立。</p> <p>そこで、村長が人事に関する口出しをしたということは不当介入だということは、結果として、私は残ったんだと思います。それによって、次の再任用をしなかったということが事実としてですね、残ったわけです。で、縄田教育長が就任されたわけで</p>

	<p>ございます。</p> <p>そここのところの見解は、村長、いかがでしょう。</p>
議 長	村長
村 長	<p>再度申し上げますけれども、この教育長の人事については、任期満了に伴い、それと、また私が、総合的に判断をして人事を行ったということでもあります。</p> <p>今、先ほど長澤議員が言われたことにつきましては、その件については、回答は控えさせていただきます。</p>
議 長	5 番 長澤貞義議員
5 番	<p>村長がそういうお答えをするのであれば、私の聞きたいところとはちょっとずれているのかなと思うところがございます。</p> <p>人事権は、確かに村長にございますけれども、やっぱり前佐々木教育長になんの落ち度もなかったと、私は思います。村の子どもたちのために、地域の教育のために力を尽くしてくれたと思っております。</p> <p>村長のそういう不当介入の発言に対して、それはできませんということをはねつけたわけですね、本当。</p> <p>だけど、私は、それは確かに教育委員会の中立性を守るために、前佐々木教育長は立派な教育者だと思います。村長はどう思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど説明したところでありまして、どう思うかということに対しても、これは、やはり人事上の問題でありますので、それは、答弁は控えさせていただきますと思います。</p>
議 長	5 番 長澤貞義議員
5 番	<p>村長がそういうふうにお答えするのであれば、私もちょっと聞きようがないというかですね、だから、一応事実を、私は、運営協議会の中で起きたことが、結局佐々木教育長の件と絡んで再任ができなかったということで、私は判断しております。</p> <p>では、次の質問に行かせていただきます。</p> <p>次は、教育についてでございます。</p> <p>その新任の縄田教育長が就任されております。今後ですね、村の子どもたちのために一生懸命教育を管理していただきたいと思います。</p> <p>就任いたしまして、教育長としてですね、1番と2番の質問、もう一緒にしたいと思っております。</p> <p>今後の村の教育長としてですね、どういう考えを持ってやりたいのか、何かやりたいことがあるのか、そういうことを聞きたいと思っております。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>私としまして、前回の6月の議会のときに教育長としての抱負を述べさせていただきましたが、繰り返しになる面もあるかと思っておりますけど、述べさせていただきます。</p> <p>教育の目標は教育基本法にありますけど、人格の完成、また、平和で民主的な国家及び社会の形成者、それを育成すると、大きな概念としては載っております。</p> <p>ただ、平たく言いますと、やはり教育の目的は、将来自分一人で食べていける自立した人間をつくりたい。自立であります。</p> <p>そのために重要なことは、知力、徳育、体育、この3つ、これは文科省が言う生きる力の育成と言っておりますが、知は、自分で考える人間、徳は、道徳の徳ですが、豊かな人間性、道徳心です。知徳体の体は、すこやかでたくましい心と体、この3つの生きる力をバランスよく育てていきたい。</p> <p>そのためには、家庭教育を中核にしなが、学校、地域一体となってですね、連携</p>

	<p>して育てていくことが大事だと思っております。</p> <p>特に、新教育長としてどう取り組んでいくのかというのは、もう村のチャレンジ精神を持った想像力豊かな村民の育成、子どもたちの育成というものが、スローガンがございますので、やはりこの村の東峰村教育施策に基づいて頑張っていきたいと思っております。</p> <p>具体的には、もうこの前からも申し上げておりますように、今のこのようなコロナの状況ですので、新型コロナ対策に基づいた学校づくり、まず、それが1点目です。</p> <p>2点目が、東峰村を愛する郷土愛を持った子どもたちの育成です。村の中で将来残って頑張る。村の外でいろんな仕事に就く子もいるでしょうが、やはり東峰村を忘れない。東峰村のためにどうにかしたいというような資質、能力だけはずっと継続して持って行けるような子どもにしたいと思っております。</p> <p>そのためには、一番この村の子どもたちが身につけてほしいことは、社会性と主体性です。</p> <p>社会性というのはコミュニケーション能力です。今からグローバル社会で外国人とも仕事をしていかなければいけません。そういった意味じゃコミュニケーション能力が絶対必要です。</p> <p>もう1つは主体性、自分から進んで動くという子どもたちです。</p> <p>そのためにも今学校は、あいさつ、掃除、自立、この3つのキーワードで教育目標をやっております。あいさつはコミュニケーション能力です。掃除は場を清めるということです。そして、自立というのは主体的に動くということです。これをしっかり、学校教育に関しましてはしっかり頑張っていきたいと思っております。</p> <p>社会教育に関しましては、やはり村人、村民の絆づくり、これが一番大事かと思っております。</p> <p>そのために、いろんな活動を通して絆はできていくんですが、残念ながらコロナの影響で、非常に狭められた活動しか今はできておりません。</p> <p>だからその辺りを東峰ケーブルテレビとかを活用しながら、また、文化財とか、そういったことの啓発、東峰村にはこういうふうな「阿蘇4」みたいな非常にすばらしい施設、史跡があるんだよということを訴えていきたいなと思っております。以上です。</p>
議 長	5 番 長澤貞義議員
5 番	<p>縄田教育長、ありがとうございます。</p> <p>村の子どもたちのためにですね、一生懸命教育委員会の皆さんと動いていただきたいと思います。</p> <p>続きましてですね、3番目の家庭でやるべき躰とか教育ですね。</p> <p>これは、なぜ聞いたかと言いますと、私の子どもが小学校に行ってる頃にですね、先生方から家庭での躰、教育、これをやっぱりしっかりやっただかかないと、学校では、躰の場ではないという、なんかそんな話を聞いた覚えがあるんですね、最近特にまた子どもたちの、なんですかね、学校での行動とかいろいろあると思いますが、教育者としての立場としてですね、家庭でやるべき躰とか教育は、どんなことが大事なことなのかということをお願いします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>非常に、今、いろんな虐待とかそういうことが起こっている中で、タイムリーなお尋ねだったと、私はありがたく思っております。</p> <p>まず、やはり家庭教育が、やっぱり子どもたちの教育の基盤です。</p> <p>残念ながらこの家庭教育の力が、最近非常に弱くなってきている。家族同士の結び</p>

	<p>付き、そういった絆も弱くなってきている。その関係で、非常に子どもたちが育ちにくい状況にあります。</p> <p>私が一番大事にしたいのは、やはり家庭での躾としては、基本的な生活習慣。よく一般的には「早寝早起き朝ごはん」といいますが、基本的な生活リズムが、つまりルーティンがきちんと整っている子どもほど、やはりいろんなことに立ち向かう力が強くなっていくというふうに言われています。だから、基本的な生活習慣がまず第一です。</p> <p>第2番目が、やはり子どもたちの心の安定、虐待とかで本当に悲しい事案を見ますけど、やっぱり家に帰ったときには、我々大人もそうですけど、ホッとしたい。お母さんに抱きしめてもらいたいという子どもの心理があります。やはりそういったことで子どもの心が安定するような家の雰囲気づくり、それをお願いしたいと。</p> <p>3番目は、やはりこれも昨今の、この前商業施設で15歳の少年が殺人を犯してしまいましたけど、善悪の判断をきちんと教える。それが家庭の教育の基盤です。</p> <p>もちろん学校でもしますが、やはり常日頃接しているのは保護者であります。だから、善悪の判断をきちんと教えていくということ、強くこの3点を、基本的な生活習慣、子どもとのふれあい、それから善悪の判断、それをしっかり家庭ではしつけてほしいなと思っております。</p> <p>そのためにも家庭教育学級とか学校の保護者会とか、そういう中でこういう話をしていく機会を設けたいと思っております。</p> <p>昔から言われている言葉で、「子どもは親の言うとおりに育たない、親のするとおりに育つ」。つまり後姿です。それがすべて反映します。</p> <p>ということで、家庭教育については、その3点を強く望んでおります。以上です。</p>
議長	5番 長澤貞義議員
5番	<p>確かにですね、教育長の言うとおりに、基本的な生活習慣、それから心の安定、善悪の判断。特に善悪の判断は、やっぱり家庭の中で子どもたちが悪いことをしたら、やっぱりきちとですね、これは、駄目なことは駄目なんだと、他の人に迷惑をかけない、そういう気持ちを植え付けないといけないと思いますね。</p> <p>確かに先日、福岡市内で恐ろしい事件が起きましたね。全く全然他人の女性を刺した。そして子どもに乗りかかって襲いかかったと。こういうですね、もう考えられない人がいるわけですね。滅多にいるわけではないんですが。</p> <p>一人ひとりをちゃんとですね、見ているところはやっぱり家庭でございますし、家庭の安定ですね、1番は。私もそう思います。家庭の中がちゃんとまとまって、両親と、毎日の生活の中から生まれてくるんだと思います。</p> <p>1つですね、私、この質問にはないんですが、最近英語教育も小学校の頃から取り入れられておりますが、私も懸念というんですかね、ちょっとあるんですね。</p> <p>確かに、英語を小学校のときから習うのも確かにいいんでしょうけれど、まず日本語、国語、これがちゃんとできないと英語も取り組めないんじゃないかと思うんですが、そこのお考えは、教育長どうでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>基本的に私も全く同感でございます。</p> <p>3年生、4年生が外国語活動、そして5年、6年が英語科というふうに、どんどんグローバル社会の中で、もう低学年の頃からやっていくというところで英語教育が進んでおります。</p> <p>これはもうやはり将来のグローバル化社会を生き抜くためのコミュニケーション能力を培うためには、やはりある程度早い時期から耳に慣れさせるということが一つの大きな意義があります。</p>

	<p>ただ、議員さんおっしゃるように、やはり私は大事なのは日本語、国語、しかも読解力、相手の言ったことをきちんと正しく解釈して、自分なりの考えを持つ、やっぱり国語の力、それがやっぱり前提になろう、すべての学力の前提になろうかと思っております。</p> <p>だから、外国語ばかりに目を奪われてしまっただと私も考えております。</p> <p>ですので、そういった読解力、相手の心の考えをきちんと読み解いて自分の考えを作る。それを進めていきたいと、強く思っております。ありがとうございました。</p>
議長	5番 長澤貞義議員
5番	<p>ありがとうございます。</p> <p>本当に英語、確かにグローバル社会において必要な言語でございますし、分かる子どもはいいんですけどね、やっぱり負担になる子どももいるんですね、両方習って。そこは、私はちょっと心配するところなんです。</p> <p>分かる子どもはですね、どんどん吸収して行って、いくと思うんですね。しかしながら、やっぱりなかなか吸収できない子どももいるわけでございます。</p> <p>日本語、国語がなぜ大事かと私が言ったのはですね、結局英語を訳すとき、日本語に。一番ふさわしい言葉、その英語に。やっぱり日本語はしっかりできてないと、当てはめる言葉が、適切な言葉はやっぱり思い浮かばないと思うんですね。</p> <p>だから、そこを思うと、やっぱりまず日本語をしっかりちゃんと勉強して、だと思えます。</p> <p>国際性を持った人というのは、真からの日本人、日本の文化を愛する人、それから日本語を愛する人、ちゃんと自分の国の文化を誇りを持って説明できるような、私はそれが国際性のある人だ。自分の日本のすばらしさをですね、だと思えます。</p> <p>それですね、そういう本当にすばらしい子どもたちをですね、今後育てていってください。本当に期待しております。よろしくお願いします。終わります。</p>
議長	教育長
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、本当に子どもたちが、そういう相手の本当に意図することを読み解いて、コミュニケーションする力というのが弱くなっているんですね。単語が短くなっている、フレーズが短くなっている。</p> <p>そういう中で、やはりもう長澤議員さんが言われたことは、もうまさに今後の教育の基盤になっていくかと思っております。</p> <p>ぜひ、そのことをですね、学校現場でも伝えて、そして国語を大事にして、自分の言葉で自分の考えを作っていける人間を育てていきたいと思っております。どうもありがとうございました。</p>
休憩	
議長	13時まで休憩いたします。
	(11時45分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。
	(13時00分)
議長	9番 伊藤均議員の質問を認めます。
	9番 伊藤均議員
9番	<p>通告書に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、新型コロナウイルス感染症対策について、お尋ねをいたします。</p> <p>中国湖北省武漢市におきまして発生しました令和元年12月以降にですね、発生し</p>

	<p>ております新型コロナウイルス感染肺炎が報告された後に、中国を中心に全国に広まってきたところであります。</p> <p>わが国においても令和2年1月15日に最初の感染者を確認された後、4月6日までです、44都道府県という大きな感染拡大を見たところであります。</p> <p>また、このことを踏まえ、全国的に蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるとして、国のほうが4月7日に緊急事態宣言を行い、緊急事態措置期間として4月7日から5月6日までの29日間を指定したことはご承知のとおりであります。</p> <p>村においても、令和2年2月21日より新型コロナウイルス感染症対策会議を開き、感染対策にあたられてきたことは承知しているところであります。</p> <p>日本感染症学会は、今、日本は、第2波の真ただ中っていると。全国的でも、東京も新たな感染者数推移はピークを迎えようとしているところであります。再び上昇することがないのか注意する必要があると述べ、現在、国内が流行の第2波を迎えているというような見解をされております。</p> <p>また、わが村の近隣市町村においてもですね、感染者が発生し、現在予断を許さない状況にあるということでもあります。</p> <p>その中でですね、まず、第1に、現在行われている新型コロナウイルス感染症対策のですね、現況をまず教えていただきたいと思っております。</p>
議長	村長
村長	<p>議員も既に質問等で述べられましたように、新型コロナウイルス感染症、第2波に入っているということは、お互いに共有できていることじゃないかと思っております。</p> <p>そういったことに関しまして、東峰村では新型コロナウイルス感染症対策本部、これを現在まで23回実施しておりますけれども、月に2回行っております。</p> <p>その中で、国及び県からの情報を共有しながら、村民の感染防止について協議をさせていただいております。</p> <p>先ほど緊急事態宣言時を言いましたけれども、その中には東出張所長、それから消防団長にも出席していただいておりますけれども、緊急事態宣言解除後におきましては、2人を除く15名の中で協議をさせていただいております。</p> <p>幸い村民の感染情報はありませんが、基本的な対策でありますマスク、手洗い、人との距離、3密の回避など新しい生活様式の実践を併せて、防災無線それから東峰テレビ等で呼びかけを行っております。</p> <p>併せまして、外出自粛に伴う高齢者の方々のフレイル防止、体を動かすことで足腰が弱ったりすることの防止のございますけれども、東峰テレビ等でも放送をいただいているところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、非接触型体温計の全戸配布など、実施をしているところであります。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>先ほど村長の答えの中にですね、前回の臨時会の折にも発言をさせていただきましたが、村民全員にですね、体温計を配布いただいたということについてはですね、やはり安心ということについて、非常に多大なる効果があったのじゃないかということでは思っているところであります。</p> <p>そこでですね、今、先ほど言いましたように近隣市町村、うきは市、朝倉市、また朝倉郡と多くの感染者が出ております。その多くの感染者が出ておる内容についてはですね、なかなか知る由がないところもあるんですが、一般的には若者、10代、20代が無症状というような形で多く出ておるわけなんですが、もしかしたら本村にお</p>

	<p>いても10代、20代の方に感染者がおられて、全く分からないという状況があるのかと思います。</p> <p>ただ、今のところ発生されてないので、我々も安心をしておるところですけども、もし、万が一ですね、この東峰村で感染者を確認されたといった場合にですね、村としてはどのような対応を行っていくのかということをごですね、お聞かせいただきたいんですが。</p>
議長	村長
村長	<p>現在のところ村民の方の感染者は発生をしておりますけれども、感染者が発生した場合、県の保健所からですね、第一報は保健福祉課長に入っております。保健福祉課長のほうから村長、副村長、教育長に連絡を取りまして、平日、休日を変わずですね、緊急本部会議を開催することとなっております。当然、先ほど言いました緊急事態宣言と同様にですね、消防署の東出張所長、それから消防団長等もですね、出席をお願いしたいと思っております。</p> <p>まず、会議ではですね、情報の確認と現状の把握を行い、今後必要となる対処方法等を協議してまいりたいと思っております。</p> <p>ケースとしては、一般家庭の個人の感染と事業所または施設における感染者の発生ということが考えられますけれども、いずれにいたしましても村民への周知が必要となりますので、プライバシーに配慮しながら防災無線等でですね、お知らせをしたいと思っております。</p> <p>また、休日等につきますと、村民の方からの問い合わせ等があるかと思っておりますので、そういった場合でも職員を配置して、連絡体制は取っていききたいと思っております。</p> <p>また、その後、消毒とか接触者の聞き取りなどにつきましては、保健所の指導の下行われるということをお聞きしておりますので、状況に応じて臨機応変の対応になるかと思っております。以上です。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>一番にですね、やっぱり心配されることは、個々におきますプライバシーが非常に問題になってくるのかなと。</p> <p>一般的に、じゃあ濃厚接触者でPCR検査を受けたと、もし聞いた場合でも「どうしたと」という形で、小さな村ですので多く広がります。</p> <p>そうした折に保健所等がですね、プライバシーに配慮して情報が出ないという形のものもしっかりやってくれるとは思いますが、なかなかこれを抑えてしまうということは、非常に小さな村では難しいのかなと。その中を考えると、やはり当初対応する村がですよ、しっかりとした対応策を練っておかないと、出て対応することじゃなく、出たときにはもうこういう形で対応できるというようなものが、やはり組み立てられておかなければならないのかなと。</p> <p>出てないんだけど、出たときにはこういうやり方をやるというようなシステムづくりと言いますか、そういうものについては何か考えてあると言いますか、決められておるんですかね。</p>
議長	村長
村長	<p>具体的な対応の仕方につきましては、話し合いはしておりますけれども、何せ主導権が、これは保健所のほうにあります。</p> <p>当然村民の方に発生をいたしますと、保健所が、家庭ということを考えますと、その家のほうの消毒とかですね、当然防護服とか、そういったものを着てからの消毒というようなことになるかと思っております。</p> <p>そういった中で、当然、村の人たちにはですね、やっぱり噂が広がっていくのじゃないかと考えております。</p>



	<p>したがいまして、今、放送等におきましては、やはりプライバシーを侵害しないようなことについての放送等もですね、させていただいているところでもありますけれども、その中で差別とか人権侵害とか、そういったところも必ずや出てくると思います。そういったことにつきましては、事前に村民の方に、そういったことが起きた場合でも、ないようにの注意喚起、そういったところしか今できないのかなと思っているところでもあります。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>村長言われるとおりでですね、保健所が指導の下ということに関しては、これはもう変わりようのない形かなと思っています。</p> <p>今言われたことをですね、十分徹底していただいて、プライバシーに配慮できる体制を取るようなふうにですね、これはもう一度考えていただき対応に当たっていただきたいと。</p> <p>いざ鎌倉という場合には、きっちりその対応ができる形をですね、やっぱり作っていただかないと、村民も安心して暮らせる形ではないと。また、村民の皆さんも、このコロナに関しては1番になりたくないというようなことで、ビクビクしている点もあります。</p> <p>怖がらない方は、それで怖がらないんでいいんですけども、やはり全体に広がるものはですね、配慮して、今後においてもですね、対応していただきたいと思います。</p> <p>続いてですね、このコロナ対策、村民ではなく、職員に発生者が出た場合はどうなるのか。</p> <p>残念ながら近隣で、やはり職員にコロナを発生された方が見受けられたと。この本村においてもですね、村内の職員だけではありません。よそから通勤している人が多くおります。ですから村内だけでなく、よそから持って来る可能性も十分あるのかなと。</p> <p>その中でですね、やはり職員の対応策といったようなものをですね、今やられていることについて、何かあれば報告をいただきたいと思っておるところです。</p>
議 長	村長
村 長	<p>職員の対応につきましては、3月以降の通知を出発点にですね、対応を行っているところでもあります。主に不要不急の外出の自粛、マスクの着用、毎日の体温記録、カウンターやドアノブなどの消毒、パーティションの設置、そういったものを現在行っております。</p> <p>職場内での感染防止もちろんですが、職場にリスクを持ち込まないところを重点として、普段からの行動に対し、節度ある振る舞いを職員の方には求めているというところでもあります。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>対応策としてですね、パーティション等いろいろやられてあることは、もう現在見て分かる形の中であるのかなと。</p> <p>ただ、心配するのは、コロナ慣れです。職員も、村内に出ていないと。今、現在、第2波と言われるところまでできておっても、まだ東峰村は頑張って感染者が出ていないと。でも、やはりこれが、ある程度期間が過ぎてきますと、慣れが出てきます。職員に、私たちもそうです。</p> <p>我々も農業するときには、別に人に会わないからマスクをはめることもありません。滅多に、こういう会議とかいろんなところでしかやりませんが、やはり慣れというのが一番、感染が拡大する形の一番ではないかと思っておりますのでですね、この点についてはしっかり指導等をやっていただいてですね、まず職員も出さないということですね、しっかり感染症対策をやっていただきたいと思っておるところです。</p>

	<p>もう出た場合については、それはもう仕方ありません。出たものはですね、自分が作ったものでもなく、いろんな関係ですのでどうしようもないとは思いますが、やはりそういう意識をいつも持つておくことはですね、十分配慮して考えていただきたいと思って、また、村長としても指示をしていただきたいと思うところでもあります。</p> <p>そこです、もう1つ、これは診療所の長澤医師等々と一緒にやはり考えていくことなのかなとは思いますが、テレビ等でも言われております。今から先冬になったら、風邪のインフルエンザとこのコロナと、非常に見分けがつかなくなると。これによってですね、やはり発生が遅れるといったようなことも考えられるのかなと。</p> <p>そうした折にですね、やはりなかなか一般的に言われる中でも見分けがつきにくいんですけども、この風邪インフルエンザとですね、コロナと、どう対応するのか非常に難しいのかなとは思いますが、この辺りのところのですね、対応策のほうは何か協議をされてあるんですかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>このコロナウイルス感染症対策会議におきましてですね、そういった点につきましても一応議論はさせていただいております。</p> <p>当然インフルエンザ等につきましては予防接種等がありますので、現在確定ではありませんけれども、65歳以上の方については、朝倉市郡の中では無料にしていこうかというような議論もあっているということです。</p> <p>それから、生徒・児童、それと60歳以下の人々ということでもありますけれども、それも一律1千円程度の負担で、1,500円だったんですか、1千円というような形でやっっていこうかということを、今議論をしているところでもあります。</p> <p>それから、議員言われますように、コロナの感染者かインフルエンザの患者かというのは、やはり診断と言いますか、長澤先生に聞かないと分からないわけでございますので、電話での聞き取りですね、診断、それから、コロナあたりにつきましては、出入り口からですね、やっぱり通常の出入り口とは隔離をしなきゃいかんというようなことも、今議論をされておりますので、今後の話ということになりますが、今、診療所の前の、第2販売所と通常言っておりますけれども、そこが空いておりますので、そのところも含めてですね、診療ができるような体制を取っっていこうかと、そういったところを今現在、議論しているところでもありますので、また、これが決まり次第ですね、東峰テレビまたは防災無線等で村民の皆様方にはお知らせをしていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>このコロナウイルスのワクチンの関係なんですが、ワクチンを今、国のほうがですね、一生懸命ワクチンの契約をしていっておるといったようなことが、今、あっております。</p> <p>これについてはですね、高齢者または医療従事者というふうに、できた場合ですけどね、これは、できた場合には結局配布をし、費用は無料化でやるというようなことで出ているかと思っております。</p> <p>また、県においてもですね、このワクチンではなくコロナ感染者の抗体、または抗原検査、これも無料にして何かやろうかというようなことで検討はされておりますけれども、本村においてですね、この抗体検査または抗原検査をですね、検査補助金を出すような検討をされているのでしょうか。また、そういうことも考えがえるのかどうか、そのことについてお尋ねしたいんですが。</p>
議 長	村長

<p>村 長</p>	<p>感染防止対策の中でもですね、そういう議論はさせていただきました。</p> <p>それで、唾液による抗体検査ができるということでありましたので、そちらのほうですと家庭で取って、それで診療所に持って来て、そして、それを検査機関にというようなことでできるのではないかということは議論をしたんですけども、なかなかその辺りにつきましても、感染防止対策上のいろんなやはり問題点等がありまして、結論は現在のところ出てない状態であります。</p> <p>また、抗体検査等ですね、一般村民への実施等につきましても、なかなか保健所のほうも忙しくてできないと言いますか、現に、結果的に陽性だった方がPCR検査を受けさせてくれと言っても、なかなか受けさせていただけなかったというようなことも聞いております。</p> <p>そういった中で、やはりまず第一は、予防感染をどのようにやるのか、そういったところがもう少し見えてきませんと、なかなかはっきりした答えが出ないのかと思っ</p> <p>ているところです。</p> <p>回答にはちょっとならなかったかと思えますけれども、そこら辺りについても議論はさせておりますけれども、なかなか前に進んでいかないというのが現状だということは、ちょっとご理解をお願いしたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>9番 伊藤均議員</p>
<p>9 番</p>	<p>分かりました。</p> <p>ただ、やはりですね、もし、できれば抗体検査でもできる形をどうか模索していただくと。村民に安心できるですね、村にしていくということに関しては、十分検討していただく必要があるのかなと思います。</p> <p>それでは、続いてですね、東峰学園について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>もう東峰学園、全体的なものについてはですね、今、村長にお聞かせいただきましたので結構なんですけれども、東峰学園におきますですね、今のコロナウイルス対策の状況をお伺いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>教育長</p>
<p>教 育 長</p>	<p>現在の東峰学園における新型コロナウイルスの感染症対策の状況でございますが、まずは家庭で体温チェック・体調チェック一覧表がございますので、それにチェックして持って来る。そして、今度は登校したときにサーモグラフィ、体温をピッとこう瞬時に判断する機械がありますので、それで発熱しているのか、してないかでチェックをします。</p> <p>もし発熱している子がいましたら、別室に連れて行って、もう一度体温チェックをして、どうしても熱がある場合は保健室のほうとかに隔離というか、外しておきます。</p> <p>それから、日常の遊びの中でとか体育の授業、音楽、これも文科省が出していますガイドラインがありまして、それに基づいて、接触系の運動はしない、それから、飛沫を飛ばすような合唱指導はあんまりしないというような、いろんな形を取りながら密を避ける行動、それから、換気そして消毒作業。</p> <p>当初、消毒投下の学校のサポーター、支援員さんが来る前までは職員がしておりました。非常に授業の準備以外にもその労力が割かれて、たいへん大変でございましたけど、現在はサポーターさんが来ていただいておりますので、かなり助かっております。</p> <p>それから、これはもう北筑後管内でもまず珍しいと思えますが、教職員の前面、前にパーティション、先週は横にもパーティションを置きました。</p> <p>そういうことで、おそらく北筑後管内でもこれだけ教職員、職員室の感染予防対策をしている学校は、まずないと自負しております。</p> <p>ということで、現在の状況としましては、そのような取り組みを行っております。以上です。</p>

議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>分かりました。しっかりやっていただき、子どもの安全、健康というものを十分留意していただきたいと思います。</p> <p>次に、ウイルス対策の発生した場合ということに関しては、先ほど村長が答えておられますので、同じ答えになるのかなと思いますので、今回については割愛させていただくということで、今の対策を聞いた中での、やはり実施をしっかりやっていただくということをお願いをしたいと思うところです。</p> <p>続いて、災害復旧工事について、お尋ねをさせていただきたいと思います。</p> <p>29年度災害以降いろいろ努力をいただき、復興についてもですね、順次できてきているところかなと思っているところです。</p> <p>しかしながら、災害復旧をするということになれば、やはり道路、またはいろんな場所においてですね、今度は災害における損傷が多く出てきておるといことが、現状ではないかと思っています。</p> <p>これ、せっかく復旧はしていたものの、うちの前の道路はボロボロだと、これどげんなるねといったような心配も多くされております。</p> <p>その中でですね、じゃあ、災害復旧をしたときの損傷箇所についてどこが行うのかと。それから、これについては、その契約を行う中にですね、そういうものが含まれておることについてですね、まずお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>復旧工事に関しまして、起因して損傷が発生した場所については、従前のおり補修するという考えであります。</p> <p>今ご質問にありました、契約にそれがあるのかということですが、工事をすればやはり重機それからダンプ、土砂の搬出等によって頻繁に同じところを繰り返し重機か通って行く、車両が通って行くということがございます。その受注業者に対して、施工をはじめから謳ってですね、施工させるというケースもなくはございませんが、その状況を確認した上で、その後の対応ということがケース的には多いように思われます。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>ということは、この損傷箇所については、また別に予算を組んでやるという話になるんですか。</p> <p>実質、非常に工事のですね、内容等は、設計等で出ているかと思いますが、しかし、損傷箇所も多く出てくると。これは、また別の問題としてですね、捉えているということでしょうか。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>期間がかかる工事現場においては、1つの業者で完結する場合、それから、さほど土砂の搬出等がなく、工期はかかっても損傷が少ないというケース、いろんな形があるかと思っています。</p> <p>最初に答弁した部分のですね、複数の業者が入る。そうした場合は最後に、もうこの現場が完了したときにおける対応ということになります。</p> <p>それが工事の施工によって発生したものか、若しくはその維持管理等の部分も含まれるのか、そうしたところがありますので一概には言えませんが、その単体での工事発注に含まれるというケースのほうが少ないかなという感覚を持っております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>多くの業者が入った場合については、最終の業者が補修をすると言われましたけれども、じゃあ、その業者、うちはこんなことしてないよと言ったら、どこがやるんですかという話になりますよね、これ。</p>

	<p>実質、業者が多く入ってくると。そうした場合に、結局、工事の内容によって全然変わるんじゃないんですか。それはもう一般的には最終の業者がやりますと。最終の業者がこれ責任もってやれるんですか、工事被害箇所を。</p> <p>単体でのですね、業者だけであれば、それは確かに自分のところがやったんだからという形で、補修はしていくでしょう。でも、完全元通りにはならないという可能性は多くあるんですけれども。</p> <p>単体の場合は分かりますけれども、そうやって数が何社も入った場合に、最初の業者が本当にそれは、わたしのところがしまいましたとすることで、確実にそういうものはできるんですか。もう一度お答えいただけますか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>私のほうからの答弁の中においては、業者が行ったことによりというか、その工事を完成させることのためにによって生まれたことで道路に損傷を与えるというようなことですので、その業者が原因者というふうに考えるよりは、工事によって生まれた損傷というようなことであれば、その業者とは関係なくですね、工事として別途に復旧工事というか、損傷を修復していくという考えであります。</p> <p>ですから、短期間で終わってしまう場合であれば、もうその損傷はほぼなく終わることができるかもしれませんが、複数年にわたり、若しくは複数の業者が交錯して入った場合、どの業者が原因なのかということを追及するということではなく、最後に、その従前の状況を踏まえてですね、道路管理者と発注者が協議して、その対応を行うという考えであります。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>それなら分かるんですよ。先ほど最後のほうに言われたのは、最終業者さんがするというみたいなことをですね、課長言ったんで、そげなことができるのかと、私は再度質問したわけです。</p> <p>だから、結局、じゃあ、災害を復旧した折に、従前と違うというものがついたら、結局これは村が、または県が、そのものをですよ、じゃあ、どこで判断してやるのかという非常に難しい問題も出てくるのかなと思いますけれども、そういう中でやっていくということで、理解をしいんですね。</p> <p>じゃあ、そういうことで理解をしたところでいきたいと思います。</p> <p>私どもの近所に今、護岸工事が始まっています。その前は県代行の中で橋梁の下部工事がありました。それから、今、護岸工事をしております。この後また、先ほどの予算の中ではありませんが、農地の復旧が出てくるでしょう。いろんな業者が入ってきています。今でも3業者入ってきておる。で、村道をしっかり傷めております。農地も借り入れてやっております。</p> <p>原形復旧という中にありますので、農地については原形復旧本来にしてくれるだろうと思っておるんですけれども、なかなか業者がいろいろ入れ替わってくると、本来言う当初借り受ける、借受業者については県がやりますけれども、使う業者はいろいろ変わってくるんで、なかなか難しい点が多く出るんじゃないかなと、また揉めるんじゃないかなという心配をしておるところです。</p> <p>また、この通っている道路が村道です。先ほどの答弁の中からすると、じゃあ、災害復旧を終わった折には、この村道は村が元に戻すと、復旧するというような理解でよろしいんですか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>県の発注する河川工事、橋梁の架け換え、若しくは復旧工事ですね、と隣接する農地ということで、村道金剛野線、金剛野橋、それから、その周辺の農地復旧ということは、今、ご発言の中にもありましたので、県のほうとですね、協議はしております。</p>

	<p>繰り返しますが、工事着手前の状態がどうであったのか、そして、その事業主体である県、それから村道でありますから管理者は村というふうになりますので、そこを協議してですね、従前の状況を確認した上で、協議した上で補修を行うと。</p> <p>ですから、村だけが行う、若しくは県がすべてということではございません。協議してですね、従前の状態で復旧をするということは間違いないということに、回答したいと思います。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>じゃあ、それは従前たる協議をしてやると。じゃあ、これは、地域住民が何も言わなくても黙ってやってくれるということで理解していいんですかね。私はそれで理解をしたいと思います。</p> <p>これは、私が今言っている場所だけではありません。小石原にも泥を県、国の国交省とかいろんなどころから泥を持って来ています。何度も一般質問の中にもありました。こうやって傷んでいるけど、どうするのかということ。</p> <p>結局、しっかり言っていかなきゃいけないのは、村じゃないのかなと、県道であっても。依頼をするのは村じゃないと、県土事務所とか国のほうが何もしてやるという話ではないからですね、そういう復旧に関する所在の確認、または責任持って協議をしていくということについても、しっかり村のほうでやっていただけるということですか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員のご指摘のところについてはですね、ケースバイケースが多分にあると思います。県単独の工事で損傷したところ、先ほど室長が言いますように、複数の業者さんが出入りをして損傷したところ、いろいろあると思いますけれども、最終的には村道であればですね、これは村のほうで原形復旧と言いますか、そういったところはやっていかなければならないと考えております。</p> <p>したがって、今、議員言われるように、ケースバイケースでございますけれども、県の事業だけのものについては、やはり県のほうにも相談はしていき、そして村単独であればですね、村のほうで原形復旧、これはやっていかなければならないと思っておりますので、その節はまた新しい工事になるかと思っておりますけれども、そういった形で進ませていただきたいと思います。以上です。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>しっかりですね、村道、また村の土地についてはですね、しっかりやっていただくということで、村長答えていただいたので安心したところです。</p> <p>しかし、やはり他の部分についてはですね、県だ、国交省のダンプが入っているとか、いろんなどころがあるかと思っております。それについても責任もってですね、村のほうで対応に当たっていただくということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。</p>
休憩	
議長	1時50分まで休憩します。  (13時40分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。  (13時50分)
議長	1番 梶原伯夫議員の質問を認めます。 1番 梶原伯夫議員
1番	<p>私は、まず農地の災害復旧について、伺いたいと思います。</p> <p>今、案外河川とか復旧が進んでですね、農地のほうの復旧も進んできたと思っております。</p>

	<p>が、いろいろな方から苦情と言いますか、不安と言いますか、いろいろ聞くんですが、      というのもですね、復旧はしたけれども、農地のほうですね、大きな石が入って流入、要するに砂とかが入ったという状況のときにですね、その砂だけ取ってしてもらって、結局どこかで線引がなくちゃいけないと思うんですが、その大きい石とかが取れてない。農地に復旧する場合にはなかなか自分たちではできない、そんな大きな石が入っているということを聞くんですが、こういう問題ですね、どのような問題がまた何件ぐらい、役場のほうには来ているか教えてください。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>災害対策室にはいろんな形での苦情、ご意見、それから対応に対するご相談等あっております。</p> <p>その中で、今回ご質問にございました、主に田んぼですね、畑もしっかりですけども、表土に関しての苦情についての状況を聞き取りで行ったところ、災害対策室の農地班のほうには、今のところ具体的には6件苦情があがってきているということでありまして。</p> <p>苦情につきましては、梶原議員ご発言のとおり、石の混入、それから、それ以上の対応ができないかといった形のご意見等が寄せられているように聞いております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>石もですけどですね、その復旧する際にユンボとか大きい機械でやってもらうと思うんですね。大きい機械とかでやってもらえば、かなり地盤も締まります。だから、農地に復旧しようと思っても固くて、なかなか農地に戻らないわけですね。</p> <p>だから、もう何と言いますか、砂が入っているところも取って、表土を入れていただきたいと。でないと、農地にはできないんですね。</p> <p>自分のところもそうなんですけど、なかなか大きい機械でやればいいけど、大きい機械も入らない小さいところだったら耕運機とかでやるわけなんですけど、爪が2本折れたんですよ。そういう固い地盤になっているところとかもあると。</p> <p>表土も今ないと。入れ替える土もない。だからそのまま流入だから、上の砂を取るだけといって、業者の方はそこで終わるというふうになっているんですね。</p> <p>だから、なかなか農家の人は、「それは、それでしゃあねえな」と言われる方もおるんですね。</p> <p>だから、自分たちからどういう方法が一番いいかなと、いろいろ考えるにしていますね、1回表土を入れなくても、取っただけでもいいです。そこを1回耕してもらったらどうですかね、業者の方に。そういう対応と言いますか、そういうことはできないんでしょうか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>ご質問の結論の部分で申し上げますと、田んぼを1回耕し耕運して、それから仕上げで返すということは、基本的にちょっと非常に難しい対応だろうと思われまして。</p> <p>地元で建設業をされてあって、農業をされてある業者の方もおられます。言えば、自前でトラクターなり農作業を行ってらっしゃる方もいらっしゃって、その方は最後に耕運して、お返しするというケースもあったように聞いております。</p> <p>ただ、今、村で受注している業者さん方は、村以外の業者さんのほうも、ほぼ同数ぐらい増えてきております。</p> <p>農業の経験がなく、農地の構造もよく熟知していない業者がいるのもまた現実でございます。その表土に石が混入することに違和感を覚えない業者も、はっきり言ってあります。</p> <p>そのことにつきましては、もう村のほうの、敢えて言わせていただきますと、指導ということですね、拳大以上の石は撤去するようにと。表土に石があつてはおかし</p>

	<p>い状態なんだからというようなことですね、言わせて、文書も配って、各現場で周知するようにというようなことでございます。</p> <p>ですから、ちょっと長くなりましたが、表土を耕運してお返しするという事は、いわゆるご発言の趣旨はもう十分分かりますが、業者にとってはちょっと対応が難しいのかなというふうに感じられます。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>だから言ったように、村内業者が、そういうことがあったかもしれないと言われてたら、あったということはですよ、そうやってもらわないと困ることなるわけですよ。</p> <p>だから、今言ったように、よそから来た業者は農業のことは分からないとか言いますが、それが解決策ですか。解決策にならないでしょうが。</p> <p>だったらマジな話が、農地に戻してくださいと言わないようにしてくださいよ。何かその、そういうところを、解決策をですね、探っていただかないと、また、農地を元に戻すところの工事の人は大変だと思いますよ。</p> <p>だから極端な話、大体原形復旧でしょうけど、いや、うちはもう低くてもいいけん、そんなに段もないけん、2枚を1枚にしとって。業者が「はい」と言うわけですよ。そのほうが仕事がしやすいけん。</p> <p>だったら、そうしてくれればいいけど、そこまでもしない。今言ったように、そういうことをしたら石が入って、とても農地にはならない。そういうことを全部書面にしとかないかんとですか。最初のときにですね。</p> <p>だから、さっき言った表土が足りないとかいうのも一緒なんですけれども、ここは剥いで表土を入れ替えてくださいと。「ああ、そんならいならいいですよ」と言われとるわけですよ。それでもやってもらえない。</p> <p>なんでかと言ったら、表土が足りない。どうかそこのところの解決策を、ちょっと考えていただけませんか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>ちょっと整理させていただきたいというか確認ですけども。</p> <p>まず、初めに、災害査定を受ける段階で表土があったか、ないかが、非常に大きいところになりまして、表土があって、その上に流入土が被さっているという状態ならば、表土の上を土砂撤去をします。その上で仕上げ、廃土して返す復旧に終わりましたという形になります。</p> <p>ただ、そうした場合に、ご指摘のように、7月の豪雨で、まだ田んぼに水が張った状態というか稲が生育状態で、表土としては非常に柔らかい状態。そこに土砂が被ってきたもので、表土に石等が混入し、それが査定を受ける段階以降というか、もう水を落としたような状態になりますので、固くなったときには混入し固い状態というようなことで、そうなれば廃土だけしか対象になりませんと。</p> <p>置き換えてくれとなった場合は補助の対象外となりますし、設計書には謳われておりませんし、査定もそういうふうを受けておりませんので、対象とはなりません。</p> <p>ただ、解決策を考えるべきじゃないかというご発言のとおりですね、そうした場合、表土はもう地元には当然ございませんので、久留米方面、それから筑豊、嘉飯山と言いますか、そちら方面からですね、土地開発のお話があって、表土が出るということのを伺って、仮置き場に表土を確保したと。</p> <p>ただ、前段申し上げましたように、災害査定の際で表土がない分にちょっと上乗せした形での表土確保でしたので、新たに査定を受けていない部分、若しくは小災害等で表土が必要になった分につきましては、その確保ができておりませんので、できておりませんと申し上げたほうがいいと思いますけども、そこ辺りが難しいというふうに、現場若しくは担当者は発言していたのかなというふうに思います。</p>



	<p>解決策をいろいろ検討はさせていただきましたが、表土の確保云々ということは、ちょっと別途十分検討しますが、補助事業的には自力復旧ということで、表土部分の置き換えにつきましては、自力復旧の対象として考えていいのではないかとというふうなことを今探っております。</p> <p>もう少し制度の検討をさせた上でですね、ご回答をさせていただきたいと思いますが、現状としてはそういう形となっております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>どうか解決をしていただきたいと思いますので、さっき言った文書等も回しているとか、村からの災害対策室からの指導を徹底しなければいけないとか今言われましたので、そのところをちゃんと徹底をしていただきたいと思います。ということで、よろしく願いをします。</p> <p>次にですね、村内の交通体系について、伺います。</p> <p>前、自分がお伺いしたときに、総務委員会でなんか話をしたということを知っていますが、内容は教えていただけますか。</p>
議長	副村長
副村長	<p>前回の議会でも答弁いたしましたように、地域交通については喫緊の課題だというふうに考えております。</p> <p>8月にですね、議会の総務常任委員会におきましてですね、県の交通政策課、それから九州運輸局のですね、担当者の方に来ていただきまして、私も執行部のほうからですね、総務委員会のほうにですね、同席をさせていただきまして、勉強会をさせていただきました。</p> <p>県の交通政策課からはですね、近隣の市町村などの地域交通の事例について、いろいろご紹介をいただきました。</p> <p>また、九州運輸局のほうからはですね、地域交通を実際する上での免許の関係とかですね、そういった制度についてのご説明をいただいたところです。</p> <p>執行部といたしましては、そういった議会のほうの検討結果も踏まえまして、また今後ですね、東峰村の地域公共施策、公共交通協議会といったような立ち上げもですね、視野に入れて、今後検討を行っていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>いろいろ検討はなされていると思いますが、BRTで復旧ということになった日田彦山線ですので、あとはですね、村内のほうをやっていただかなくてはいけないと思うわけでありまして、西鉄バスを利用できない地域も村内ありますので、そちらのほうのこともですね、十分早急に考えてやっていただきたいと思います。と思っています。</p> <p>いずみ館、通院、通学等もですね、全部一緒に考えて、村内の交通体系としてやっていただきたいと思います。</p> <p>それですね、聞くところによりますと、県のほうにですね、地方創生市町村圏域会議等があると聞いております。そういうところも相談をすればですね、コミュニティバスとかですね、そういうことにも相談には乗ってくれるということを知っております。</p> <p>そのところは分かって、県のほうにも聞いていますが、県議会、県のほうにも、他のそういう市町村、地方創生市町村圏域会議とか、そういうものことは分かっているらっしゃるでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>県のほうにもですね、地方創生の総合戦略というのが立てられていまして、その中に、確かに議員さんおっしゃられる福岡県広域地域振興圏ということで、福岡県を1</p>

	<p>5に分けたですね、そういった振興圏がございます。</p> <p>わが東峰村におきましては、朝倉市、筑前町、東峰村ということで、その1つの地域振興圏を形成しているわけでございます。</p> <p>県の総合戦略の中においてもですね、地域交通の確保、また新たな交通体系の形成等をですね、広域連携したようなですね、そういったコミュニティバス等の運行等もですね、今後やっていきたいというようなことでございますので、県のほうにもその辺、こちらとしてもですね、いろいろ相談していきたいと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>今言った広域地域振興圏という単位で、朝倉と朝倉郡、大体そこら辺だろうとは思っていましたが。</p> <p>この東峰村としてはですね、いろんなところ、他の地域もあるわけですね。朝倉郡、朝倉市はもちろんですけれども、嘉麻市、添田町、他県になりますけど、日田市にも近いから、そこら辺もどうか考えてやっていただくことはできませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど副村長が答えましたように、この地域交通についてはですね、やはり喫緊の課題だと思っております。</p> <p>そういった中で、今、総務常任委員会のほうもですね、議会のほうで検討会を立ち上げていただいておりますし、当然執行部側としてもですね、連携を取りながら、また執行部は執行部として、いろんなところについて勉強、調査、そういったものをさせていただきたいと。</p> <p>その中で、やはり村民の方にとって、どのような形が一番いいのかというのは、村民の皆様のご意見等も伺いながら、決めていきたいと思っております。</p> <p>確かに、村外までの交通体系というのも考えられますし、村の中ではもう十分なのかと言うと、先ほど議員が言われておりましたように、村の中だけでも不自由なところがあります。</p> <p>したがって、そういったものも含めながら、今後検討をさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>喫緊の課題ということを村長も言われておりましたので、できるだけ早くですね、そういう問題の話し合いのほうをやっていただきたいと思います。</p> <p>次にですね、コロナのことなんですけど、同僚議員が前にほとんどのことをお聞きしたんですね、私はですね、教育委員会のほうに、本村に患者が出た場合と言いますが、出なくてもですね、いろんな難しい問題で人権教育とかあると思います。</p> <p>そちらのほうの人権教育のほうはどういうふうになっているか、お教えてください。</p>
議長	教育長
教育長	<p>東峰学園におきましても感染者がこの度発生いたしました。大変村民の皆様方にご心配をおかけしたと思っております。現在順調に回復しておりますので、そのことを申し伝えしておきたいと思っております。</p> <p>今、ご質問いただきましたけど、やはりこういうふうな差別とか偏見の空気が広がると、どうしても病院受診をためらったり、それから隠そうとしたり、そういうふうな状況が生まれてきます。</p> <p>そうなるにつれて市中感染がどんどん広がって、本当にとんでもない状況になってきますので、今、梶原議員が質問された点については、非常に大事な質問だと思っております。</p> <p>学校におきましては、もうこの感染者が出る前からそのような人権教育を行っておりました。校長自らいろんな教材を使って話をしたり、また、文部科学省の大臣のほ</p>

	<p>うからも、いろんな書面で通達が来ましたので、それも紹介したりしました。</p> <p>具体的に理解していただくために、最近次のような教材を使って勉強しております。</p> <p>新聞記事の投書欄です。「コロナ感染者、なぜ悪者扱い」、半分ほど読みます。</p> <p>新型コロナウイルスにはほとんど疲弊している。と言っても疲弊しているのはウイルス自体ではなく、私たち人間についてである。誰も好き好んでこのウイルスに感染しているわけではない。</p> <p>しかし、感染した芸能人、クラスター発生施設、学校関係者がお詫びをしているニュース映像をよく目にする。なぜ病気になった人、感染した人が謝罪しなければならないのか、感染した人や施設に対する風評被害、デマ、偏見も著しい。恐れるべきはウイルスではなく、寛容性を失った人間の心ではないかと思う。</p> <p>ということで、こういうふうな新聞記事等々も教材にしながら、発達段階ではありますが、5年生以上の子どもたちに、これについてどのような考えを持ちますかと。じゃあ、これからどのように自分たちは行動すればいいと思いますかというような、人権教育を行っております。</p> <p>また、村の広報誌の9月号では、「ウイルスより怖い差別の心」というタイトルで、新型コロナウイルスと人権について取り上げているほか、東峰テレビでもこの話題についての啓発番組を放送しております。</p> <p>ということで、先ほどのお尋ねに答えたいと思います。終わります。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そうですね、「こだま」か何かだったと思いますけど、何か似たような投書も呼んだことがございます。</p> <p>だから、そういうところでですね、学校のほうでも教育のほうよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次に、ICTのほうに関してでございますけれども、いろんな機材を取ってきましたし、いろいろやっているとございますけれども、いろいろ問題は他にあると思います。著作権問題とか、いろいろあると思いますけれども、この著作権法にしてもですね、急遽コロナのために、今年の4月に前倒しで改正法がですね、施行されましたけれども、他のそういうことに対してのですね、研修と、また目が悪くなったとか、いろんなのはあります。そういう対応はどういうふうになっているのでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ICT教育については、東峰学園は本年度から重点課題指定校ということで、ICT教育を積極的に進めるという立場で進めております。</p> <p>子どもが非常に集中力が高まるとか、それから、一人ひとりに応じた教育ができるという良さはあるんですが、確かに議員さんが言われたように弊害もいくつか、3点ほど私のほうで考えております。</p> <p>1つは、機器がですね、途中で授業中止まったりする。</p> <p>それから、その機器に慣れてない先生、ある程度若い方は結構すぐ飛びつくんですけど、ある程度年配になってくる、私のような者になってくると、なかなか不得手な状況があります。</p> <p>そうなってくると授業が中断することが多くなります。これは、全国の学校でも起こっておる事例です。それが弊害の1点目。</p> <p>2点目がですね、やはり子どもたちの健康問題ですね。もうブルーライトが出ていますので、やっぱり視力が悪くなる。それから肩こり、そして倦怠感、そういった問題も、健康課題も指摘されております。それが2点目です。</p> <p>3点目はですね、これは、自治体、地域格差。地域の首長なり教育長なりのリーダ</p>

	<p>ーシブがあつて、予算確保が十分に取れるところはかなり進みます。ところが、そうじゃないところは、実際に格差が生じてきます。</p> <p>実際47都道府県でも、佐賀県とかは全国1位なんですけど、低いところは本当に20何%しかないという学校もありますので、そういった問題点があるかと思ひます。</p> <p>特に文科省のほうから指導を受けている点につきましては、やっぱりICTにかかわらず従来から問題視されているゲームとかタブレットとかですね、子どもたちのパソコンでのSNSの問題と相まって、指導をきちんと情報モラルとか、そういうパソコンのやりすぎ、長時間による目の酷使とか、それについての健康教育を進めてくれということで、これも毎年のように来ております。</p> <p>実際、教職員研修でもそれは取り上げますし、PTAの保護者の研修会の中でも、必ず年に1回は取り上げるようにしております。</p> <p>ということで、少しずつつながら進めております。以上です。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>いろいろなそういうふうで、国からとか文科省からのいろいろな対応策とかですね、いろいろあると思ひます。</p> <p>そういうの、さっき伊藤議員がお伺ひしたように、ちゃんと連絡体制はですね、上からの連絡体制のほうは整っていると思ひますので、そういうところは、そういうふうによくやっていただきたいと思ひます。</p> <p>それで、あと村のほうなんですけれども、生産活動収入減少事業所などは、結局1回貰えば、貰えばというよりも補助をしてもらうというか、してもらえればいいと、1回で終る問題ではないと思うんですね。それから先村で何か対応策は考えているでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員ご質問の件でございますけれども、現在収入減少事業所に対する支援といたしましては、既に国県の給付金等に加えまして、村としてもですね、地方創生臨時交付金事業を活用した中で支援を行っているところであります。</p> <p>詳細な支援内容につきましては、臨時議会等でご説明をさせていただきましたので省略させていただきますが、今後給付金、支援金、補助金などをどうするのかということでございますが、今回の2次交付金を受けまして、約7,500万ほどの予算を計上させていただいているところであります。</p> <p>今後におきましても、基本的には国県等の動向を踏まえながら、対応の仕方になっていくのかなと思ひているところであります。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>今言ったように、交付金は1回で終わってもですね、なかなか先に進まないと思うので、もしそういうことが、国県は主体でしょうけれども、それ以外で村でできることがあればですね、考えていただきたいと。その中にも農業者の方もですね、農林業の方も含めて考えていただければいいと思ひます。</p> <p>ということで、私の質問は終わります。</p>
休憩	
議長	2時25分まで休憩します。 (14時20分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。 (14時25分)
議長	7番 大蔵久徳議員の質問を認めます。

	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>今回通告に従いまして、コロナ、また災害復旧、そして地域おこし協力隊について、質問をさせていただきます。</p> <p>今回、同僚議員によりましてですね、コロナ関係また災害復旧について、質問が等々あっております。私は、若干違う立場のほうから質問をしていきたいと思うところでございます。</p> <p>まず、コロナについて、質問をいたします。</p> <p>コロナについては、もう皆さんご承知のとおりでございます、収束が見えない状況であるうえに、これから冬に向けてもしかすると今よりも感染者が増えるんじゃないかというところがあるわけでございます。</p> <p>そういった中で、今回役場の職員のことについて、質問をしたいと思います。</p> <p>ある自治体によりましては、自治体の働き方改革によってコロナを防止するということもございました。そういった中でテレワーク等々があるわけでございますけれども、今回東峰村におきましてもですね、テレワークまたフレックス出勤等々によって感染を防止するような考えはあるか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>コロナの関係については、今までの答弁等でもいろいろさせていただいておりますけれども、テレワーク、フレックス出勤等につきましては、4月の7日のですね、緊急事態宣言を受けまして、村としても分散型勤務、それから職員間の2m以上の確保ですね、そういったことは検討をして行ってまいりました。</p> <p>実際的にはですね、建設水道課とか災害対策室、小石原の公民館とか分散型勤務も行ってありますし、農林観光課それから教育委員会、第3会議室を使ったりとかしてきましたけれども、やはりネット環境とか内線電話の不足、プリンターですね、そういったところの課題も多くてですね、現在は通常の勤務となっております。</p> <p>また、在宅勤務の導入に向けて、在宅可能な職員の洗い出し等を行いました、やはり個々の職務の範囲が非常に広くて、在宅勤務ができる業務がほとんどなかったということで、在宅勤務の実施は見送ったという経過があります。</p> <p>ただ、先ほど言いかけてました4月15日から5月の16日までの集落支援員ですね、そちらにつきましては、原則在宅勤務ということで週1回の登庁、それから高齢者の方々にはですね、毎日ですか、毎日の安否確認、健康チェックですね、感染防止の声かけなどを行ってまいったというところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>やはり役場の職員の方の仕事というのは村長言われるように、在宅勤務が馴染まないそういった仕事であろうと思います。</p> <p>しかしながら、感染拡大を、感染してもそれを広げない、そういったことのためにも今後私はその導入を進めてほしいと思うところでございます。</p> <p>また、資料を調べますとですね、テレワーク導入にかかる経費についての特別交付税措置等々もあるようでございますのでですね、もしそういうのが検討できればやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	議員のご提案を受けて、検討をさせていただきたいと思っております。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>村は最大限の防止策を取っておるところでございますけれども、不幸なことにいつかうつった場合、そしてうつってしまった場合は2週間の隔離等々がさせられるわけでございます。</p> <p>また、最悪の場合、クラスターが発生した場合、多くの職員が2週間職場に来れな</p>

	<p>い、そういった可能性ももしかするとあるかもしれない。そういったことを考えて、住民サービスの低下をさせないそういった意味でも、そういったクラスターが起きないような業務継続計画、BCPでありますかね、そのコロナ版のBCPですかね、業務継続計画等々を作っておる自治体もあるようでございますけれども、その辺りは考えてないでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>業務継続計画につきましては、このコロナの関係を受けまして、業務を今洗い出すという形をしました。</p> <p>担当職もすべて項目分けをいたしまして、緊急性があるもの、絶対仕事として継続しなければいけないもの、また、優先順位の低いもの、そういった優先付けを各課の作業において行いまして、実際に村内にコロナ感染者がもし発生した場合、感染者が増えた場合、職員に出た場合のフェーズに用いて、どういう段階で業務のほうを絞っていくか、そういった部分については計画を策定、ただ、業務継続計画という形で冊子として計画を策定まではしていないという状況でございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>その行政サービスの低下がですね、それで防げるなら、それでいいと思います。</p> <p>先ほど村長、次の質問に行きますけれども、自治体間の協力またノウハウの共有が行われているかという質問をしたいんですが。</p> <p>県との連携はあるようございますけれども、その他の自治体と、また職員が感染した自治体等との連携は取れているのか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員のおっしゃいますように、県とのほうにつきましてはですね、北筑後保健事務所と言いますか、そちらのほうとは連絡は毎日取っておるところであります。また、メール等でもですね、通知をされているところでもあります。</p> <p>ただ、自治体間はどうかということにつきましては、甘木・朝倉広域圏事務組合、それから甘木・朝倉・三井環境施設組合あたりとですね、情報交換はするぐらいですけれども、実際郡の中でもですね、出たところがありました。それも職員でありましたので、そういったところについてはですね、直接私のほうから首長さんのほうにですね、情報等はお聞きして、内容等は把握をしているところでもあります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>先ほどから職員の方の感染防止等々言っておるわけでございますけれども、代わりがきかない村長、副村長、また幹部の人たちにとってもですね、ぜひとも感染防止に努めていただいて、業務に当たっていただきたいと思うところでございます。</p> <p>続きまして、村長が先ほどから言われておりますように地方創生臨時交付金、これが1次、2次が来て1億6,000万程度でしたかね、それについて、使い方は全協等々でお話をした。その中で、村長も議員さんのほうで良い提案があればということをおっしゃっていたと思います。</p> <p>そこで、次の質問でございますけれども、このコロナ禍の中でエアコンもかけず、老人が1人で家にこもってエアコンもかけず、そして熱中症で亡くなったということを全国で多数そういった悲しいニュースを聞きます。コロナで死ぬよりもこういった熱中症で死ぬ、悲しいことだと思います。</p> <p>これに対抗するためにもですね、先ほど村長、集落支援員等々がまわって、老人等の話をしている、それは確かにありがたいことだと思いますけれども、いない夜とかですね、寝ている間に亡くなる方もいらっしゃるみたいでございまして、このエアコン購入のいくらかの助成ができないか、その地方創生臨時交付金の中からですね、できればいいと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。</p>

議 長	村長
村 長	<p>ウイークデーにつきましてはですね、集落支援員のほうから高齢者の方々へのですね、対応等はさせていただいているところであります。</p> <p>それから、今度の臨時交付金ですね、コロナの臨時交付金の中におきましても、非接触型の体温計等は配布させていただいたところでございます。</p> <p>その上にエアコンの助成等についてはですね、正直なところ、現在のところは考えておりません。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>これが果たして高額な支援になるのかということ、そんなことないと思うわけでございます。</p> <p>例えば65歳以上の独居老人、それとか村民税非課税世帯、そうなってくると数は限られると思うわけですね。</p> <p>そういった中で試算してみると、そんなに高額にならないと思いますけど、その辺りはどう思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	議員からの提案を受けておりますので、その辺りはちょっと勉強させてください。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>村長、前向きの答弁をいただきましたので、いろいろ調べていただきましてですね、どういったやり方が一番ベストで、それが老人にとって、それが一番コロナで死ぬことのないベストな方法だということを見つけていただきたいと思います。</p> <p>続けて、プレミアム商品券のほうに移りたいと思います。</p> <p>今回、またこの臨時交付金の関係で、プレミアム率が30%になったプレミアム商品券、非常に好評であったと聞いております。それで漏れた方も結構いらっしゃる。</p> <p>そういった中で、一時期は村でプレミアム商品券を使う場所がないとかいう話をしていることもありましたが、これだけ好評ということは、やはり地元で使える。商品券があればうれしいという考えの方が多いんだろうと思うわけでございます。</p> <p>ここで、プレミアム商品券とはまた別で商工会の券でもいいんですけども、例えば筑前が2万円分全戸配布したように、あれは野菜でしたかね、全戸配布したように、商工会だけでなく農業もしてくれとかいう、全体に不公平感を持っている人たちに、そういった不公平感を出さないためにも、全戸配布のいくらかかなりの商品券等々が配付できないか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	現時点では考えておりません。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>そういった答えもあるのかなと思っておりましたけれども。</p> <p>まるっきりないという考えじゃなくて、頭の片隅にも置いていただいて、村民、先ほども言いましたけれども、不公平感のない、この事業ということで考えていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次に行きます。</p> <p>災害復旧についてでございますけれども、29年災害が起こりまして、災害査定があり、そして詳細設計、そして施工があって、立派な護岸等々ができておったわけでございますけれども、また今年の夏の7月には豪雨災害において、またそういったところも災害が起きて崩れておるわけでございます。</p> <p>そこで村民の人から言われるんですけども、こういった29年災害、あの雨以上に降っても大丈夫というような工事をしてもらっているはずと思いながら、そういった災害が起きる。</p>

	<p>村民の人が言うわけですね、これで大丈夫ですかと。</p> <p>確かにもう、今設計まで終わって、施工の段階になっているところで変更等々はないのかもしれませんが、まだ発注ないところですね、村とか県の工事に変更等々ができるのか、あるのかお聞きします。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>このことにつきましては、県のほうに確認をいたしまして、現在進めている河川災害復旧事業、工事につきましてははですね、平成29年7月豪雨を基準に河道計画を作成しているとのこととあります。</p> <p>なお、今年を含む平成29年以降にですね、そうした降雨は、それを上回ることなくと言いますか、規模が小さく、計画規模以下の降雨であるために、計画の見直しはないというようなこととございます。</p> <p>これは、村のほうにおきましては原形復旧ですので、災害復旧は続けていくというようなこととございますが、29年災害での降雨量、流量を上回るものは今のところなく、変更ないというようなこととございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>私が言っているのは、29年災害ほど降ってないけれども、その箇所がまたくえたということで、変更の必要があるんじゃないかならうかというところとございます。その辺りどうでしょうか。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>その災害復旧が終わった、工事が完了したのに、おっしゃる言葉をお借りすると、29年ほど降っていないのに同じところが壊れてしまったというところとございます。</p> <p>確かにそれは県のほうとしても把握、当然されてありますし、その対応というようなこととございます。</p> <p>そうしたものを、例えば1年未満とかですね、経過をせずに災害復旧箇所が壊れたというところが、再度災害査定にかけるわけとございますが、そもそも設計がそれでよかったのか、これは一般論的な話とございますが、そのことにつきましては、工法の変更、29年の7月に査定を受けた形での復旧ではなく、今回再度災害を受けてしまった箇所については、工法の見直しが行われてですね、河川の復旧等が行われるというふうに、そこは伺っておるところとございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>大肥川と宝珠山川の合流点、大行司の片岡酒屋さんのところですね、あそこ、また今年も29年ほど降ってないにもかかわらず、まだ工事があってないからかもしれませんが、あそこは溢れましたね。</p> <p>今回10月ごろから始まるという、工事が着工されるということを聞いておりますけれども、やはり今の計画どおり進めて、あそこがそのまま、なんですか、29年災害の雨量をいかになくても溢れる可能性があるんじゃないかならうかと思うわけですね、私たちは。</p> <p>だから、その辺りでも、一から災害査定をやり直して、詳細設計をして施工ということはないと思いますけれども。</p> <p>例えばですね、これもできないのかもしれませんが、護岸の上にパラペットですかね、ああいうやつをちょっと高めにするとか、それも結局は設計から変えないかんごとなるのかもしれませんが、それとも河川は広げるんですよね。そして河床も掘るわけですね。その広げる部分はもう変えることはできませんけれども、河床を掘るとか、そういったことはできないのか、パラペットを上げるとか、そういったことはできないか、お聞きします。</p>



議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>県の管理河川工事でありますので、村から答える部分はちょっと制限がございますが。</p> <p>例えば、今おっしゃられた大肥川と宝珠山川の合流点で隣接するお家にですね、浸水してしまったと。そもそも設計が大丈夫なのかということではありますが、ちょうど合流点の突端というか、公民館のあったところも河道が拡幅、横側ですね、質問の趣旨としては縦側と言いますか、高くするか低く掘り下げるかというようなことですが、その辺りは29年7月の流量、雨量をもってですね、設計を、研究機関の結果で施工されているというふうに聞いておりますので、確認はさせていただきたいと思いますが、安全率を見たところでのですね、設計が行われ施工されるというふうに聞いておりますので、確認をしておきたいというふうに思います。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>そうですね、県工事に村の担当課長に言っても始まらない話でございますけれども、大行司地区で説明会があったときに、流量計算何回もしたけれども、やっと今の計画で、あそこは大丈夫だということのゴーサインが出たらしいんですけども、その中で私は質問しました。</p> <p>あそこに堆積物があった場合溢れないのかと言いましたら、何て言ったかというのと、浚渫を頻繁にやってくれば大丈夫です。</p> <p>県は浚渫、何回もしませんよね。じゃあ、溢れるのを、当然ありますと言っているようなもんかなと思ったんですよ。</p> <p>だからその辺りをですね、もし県に言っていたらお願いしたいんですが、どうでしょうか。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>地元説明会の折にそうしたご質問があって、県が回答したところに私も同席させていただきまして、浚渫を行いますというような感じのことを伺っておりました。</p> <p>河川を掘削し、若しくはパラペット等でですね、護岸を上げていく。流量を確保した上で、民家への影響がないようにというようなことのご趣旨だと存じます。</p> <p>県のほうにはそういうふうにお伝えしたいというふうに思います。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>県のほうにはよろしくお伝えさせていただきたいと思います。</p> <p>それで、県工事、村工事、今度の工期ですね、工期の延期等々は、この災害によってどのくらいあるのか、お聞きします。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>県のほうに確認し、変更の見直しがないということから工期の変更もない予定だということでございます。</p> <p>村のほうにおきましても、同様でございます。工期の変更等は今のところ想定しておりません。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>災害復旧につきましては、現状の急ぐところがありますので、そこを急ピッチで進めていただきまして、改修率が100%になることをですね、農地等々が結構遅れていますので、そこ辺が早めにご希望を望んでおきます。</p> <p>続きまして、地域おこし協力隊について、質問をさせていただきます。</p> <p>この地域おこし協力隊、東峰村にも多くの方が今まで来ていただきました。そして、何人も辞めていったところもあるわけでございますけれども、この協力隊制度等々があって、この成果等はどんなふうにご考えておられるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長

村 長	<p>27年度よりですね、地域おこし協力隊につきましては採用を始めまして、現在までに22名を採用しておるところです。</p> <p>成果ということでございますけれども、地域おこし協力隊の熱意や行動が地元です、やはり刺激を与えていることだと思っております。</p> <p>また、わが村においては住民が増える、そういったところによる住民税とか交付税とか、そういったところの成果はあると思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>住民税等々が増えるというところでございますけれども。</p> <p>この次にありますけれども、東峰村においては地域おこし協力隊の定住率が低いんじゃないかと考えております。全国平均で6割程度、福岡県では7割を超えていると聞いております。</p> <p>この少ない原因はいろいろあるんでしょうけれども、どれか、なんと考えておるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>最長3年ということで、地域おこし協力隊が定住して活動を行うということになっております。</p> <p>議員言われるように、なかなかですね、地域おこし協力隊の定住者4名ということで、平均から比べてもですね、少ないということは承知をしているところであります。</p> <p>やはり地域おこし協力隊とのですね、思っていたところとやはり違ったりとかですね、いろんな事情はあるかと思えますけれども、そういったところができるだけないようにはですね、今後もやはり注意してやっていきたいと考えているところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>住民の意見を聞きますとですね、どの方が地域おこし協力隊で、この方は地域とかかわりを持っているのかとか、そして何をやっているのか分からない、そういったことを聞くわけでございますけれども。その辺りは何か足らなかった部分があったのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地域おこし協力隊等々のですね、紹介については、広報とかですね、そういったところではやっておりますし、当然その地域に対してはですね、顔見知りとか、そういったあいさつ回りですね、そういったところはやられています。</p> <p>村内全体で地域おこし協力隊が把握されているかということになりますと、それはできてないんじゃないかと思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>中にはですね、ほんと地域の庚申様等にもかたって、地域と馴染んでおる方もいらっしゃるようでございますけれども、なかなかそういった方が少ないのかなと思っております。</p> <p>また、次にありますように、この地域おこし協力隊に対してのサポート等々は十分であったのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地域おこし協力隊が所属している担当課において、業務の内容や生活面などについてですね、サポートは行っているところであります。</p> <p>また、協力隊の支援として平成28年度から九州の村、これは養父信夫さんですけども、それから令和元年度、西塔企画様あたりともですね、フォローアップや面談によるサポート等は行っているところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員

7 番	<p>地域おこし協力隊の一部の方から聞いた話がありますけれども、やはり村が寄り添ってほしい、また協力してほしいという話も聞いたことがあります。</p> <p>そういった中でですね、やはり素人みたいな方が、またプロみたいな人もおるでしょうけれども、素人みたいな方が来たときに、相当大きなサポートをしない限り、どんな活動をしていいか分からないというところがあったんじゃないかなと思います。その辺りはどう思いますか。</p>
議長	村長
村長	<p>地域おこし協力隊について、自分たちの業務と言いますか、それが分からないというところはまずないんじゃないかと思っております。</p> <p>それは、こういう地域おこし協力隊を募集しますよという、その募集に対して手を挙げて来ていただいているところでもありますので、私はそのように理解しております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	次に、地域おこし協力隊が村の職員の雑用をしたことがないか、そういったことをお聞きします。
議長	村長
村長	<p>議員の言われるですね、雑用という言葉がちょっと分からないんですけども。</p> <p>先ほど言いましたように、地域おこし協力隊にはそれぞれの業務があって来ていただいているところでもあります。その業務に沿って仕事をしていただいていると、私は認識をしているところです。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	村長、22名今までいらっしゃったと言います。長い方は3年おったんでしょうけど、短い方、また平均等はどのくらいになるのか、お聞きします。
議長	企画政策課長
企画政策課長	平均まで取っておりませんが、短い方では2カ月と言われる方がおりますが、ざっと見るかぎり1年から1年半ぐらいが平均ではなかろうかと思えます。
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>それを踏まえて次の質問にいきますけれども。</p> <p>地域おこし協力隊には総務省からですかね、400万程度の特別交付税が、400何十万かになりましたかね、20万ですかね。440万ぐらいになっております。</p> <p>来ておりますけれども、この地域おこし協力隊に特別交付税以外の一般財源がどのくらい出ているのか、お聞きします。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>議員さんご承知のように、特別交付税の対象が100%で充当されております。</p> <p>それで、私のところにおきましてもですね、1人400万ですね、令和2年から440万になっておりますけども、その範囲内ですね、報償費並びに活動費等を使用しておりますので、一般財源からの支出はないというような形になっております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	特別交付税の算定対象になる隊員、これは1年以上とか、そういったのはないんですかね。
議長	企画政策課長
企画政策課長	そうですね、その分はございません。すべて特別交付税の対象とされております。
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	私の調べた範囲では、1年間勤めないと特別交付税の算定対象にならない。だから、先ほど2カ月で辞めた人等々は特別交付税が出てないんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

議 長	副村長
副 村 長	<p>議員おっしゃられるようにですね、概ね活動期間については1年というものが示されております。</p> <p>実際の特別交付税の算定にあたってはですね、事前に県のほうから調査があるわけでございますけれども、その調査のある時点でですね、勤務している職員が対象になっているということになりますので、その調査時点ですね、協力隊員であれば算定にはなっているというのが現状でございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	それならもう先にお金に来て、1年分来るといっていいのでしょうか。そして、2カ月なら2カ月分は確実に来るといっていいのですか。確認です。
議 長	副村長
副 村 長	<p>補足をさせていただきますとですね、調査の時点でですね、地域おこし協力隊の経費がいくらになっているという報告を県のほうにしますので、その報告した額がですね、特別交付税に算定されるということになっていますので、2カ月であろうが1年であろうがですね、その調査の時点で発生している経費を県のほうに報告すれば、それが特別交付税の算定になっているということになります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>私の調べた資料が違ってたんだと思います。それじゃ。</p> <p>私は、思ってたのは、その分を一般財源とするなら意味がないんじゃないかなと思う部分がありましたけれども、今、副村長がそういうふうにならざるを得ないというなら、それを信用するところでございます。</p> <p>ただ、いつも困るのが、たぶん特別交付税で来ているはずとかいった答弁を聞きませうけれども、それは確実に来てますに変えていただけないですかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>特別交付税の内訳ですね、これは、今、議員言いましたように、来ているはずということではないんです。詳細についてはちょっと記されませんので、これは特別交付税で来ているだろうか、はずですよというような、現状ではですね、答弁しきれないということです。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>分かりました。</p> <p>それでは最後に、このやはり反省が等々ある。定住者が少ないとかありますので、今後にかかす課題は何か、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地域おこし協力隊の目的は、地域の活性化と移住・定住の促進ということになりますけれども、先ほど答弁しましたように、22名の地域おこし協力隊が東峰村には来ていただきまして、定住率が31%ということで、福岡県それから全国ですね、そういったところから下回っているところであります。</p> <p>今後につきましてもですね、やはり目的に沿った募集をですね、今後は図っていく必要があるのではないかと考えているところです。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>地域おこし協力隊の方が3年間経って残っていただければ、サポート体制も行政が行うというよりも、自分がやっているからですね、OBの方がサポートできるように、何人も残っていただけるよう村にお願いして、質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	3時10分まで休憩します。

(15時00分)

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。  (15時10分)
議 長	2番 梶原光春議員の質問を認めます。 2番 梶原光春議員
2 番	私は3点質問をさせていただきます。 まず、最初に、今年のですね、令和2年7月水害について。 一応ここに、前の7月時点での件数が書かれていますけど、現在規模と件数はどのくらいか、また29年災害と比較して、大体の規模の大きさ、違い、その辺のことが分かりましたら。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	まだ、現在のところ確定はしておりませんが、村が管理する、若しくは所管する災害の状況であります、公共災ですね、道路、河川につきましては30カ所、農地・農業用施設災害は37カ所、林道災14というところであります。 これを29年災の査定件数ですね、査定件数で比較しますと、29年災は大体412件と、今年は81件ということで、29年に比べますと、まあ約2割だと、の査定の発生件数というベースでの比較になるかと思えます。
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	29年から本年度、令和2年度まで4年連続で、規模は小さくなってきておりますけども、今年はちょっと大きくなっておりますけども、またこういう地球温暖化の状態であると今後も続くと予想されます。 恒久的な対策という大げさになりますけども、今度のですね、災害が起きたときの対処の指針ですね、どのくらいまで、今までどおり40万円以下は自力復旧とか、40万以上は小規模災害で取り扱いますよとか、そういう指針の考え方、それはございますか。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	冒頭の恒久対策につきましては、建設水道課長にご答弁をお願いしたいところでございますが、災害復旧工事の対応ということに関しましては、私のほうからですね、答弁させていただきます。 その対応につきましては、従前と変わることなくですね、農地・農業用施設災害でありますと40万円以上、道路、公共災は60万という規定は変わりません。 ただ、財源となります補助、国庫補助、若しくは起債ですね、借り入れての災害復旧工事の財源充当という部分に関しては制度的に変わっておりますが、対住民の方々、対発生現場の状況に対する対応は従前と変わっておりません。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	まず、平成29年7月災害以降ですね、災害復旧事業の進捗によりですね、災害に対する安全性の向上を図っているというところでございます。 また、令和元年度より緊急自然災害防止対策事業債を活用しまして、恵比須川をはじめとした河川の改良や林道の排水対策を進めているというところで、原形復旧のみならず改良のほうにも着手しているというところになります。 しかしながら、気候変動に伴いまして、今後の災害リスクの増大が懸念される中、ハード整備にはですね、やはり予算も期間も要するということから、やはり命を守るための避難行動を促す対応などですね、ソフト対策と合わせた取り組みが重要かと考えております。以上です。
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	分かりました。

	<p>じゃあ、今までと変わらないということで、それでよろしいですね。分かりました。それから、続いていきます。</p>
議 長	<p>梶原議員、答弁があるそうです。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>先ほども申しましたように、緊急自然災害防止対策事業債を活用しましてですね、えびす川をはじめとしたですね、例えば河川でありましたら、河川改良というのにも着手しているというところになります。以上です。</p>
議 長	<p>2番 梶原光春議員</p>
2 番	<p>分かりました。 防災に関しては同僚議員の方々からもかなり質問がありましたので、これで終わります。 では、村道の維持管理について、お尋ねします。 来週環境美化ということで、宝珠山地区はこれから道路の除草等が行われてまいりますけれども、国道、県道、村道に限らず、今東峰村では皆さんがですね、地元の人たちが一緒になって草刈り、伐採等は行われております。 ですが、もう間もなくですね、高齢者に皆さんなられまして、非常に高いところか難しい崖とか。そういったところにはできなくなってきております。また、危険極まりないわけですね、そんなとこしてもらうなら。ケガでもしたら何のための道路愛護か環境美化かということになりますので、その対応策ですね、今後どうするのか。 村には幸いにして労務班の方がおられますが、その人たちにお問い合わせするのか、それとも業者にお問い合わせするのか、我々もはしごをかけて、県道やら村道やらの高いところはですね、今までは切ってまいりましたけれども、間もなく我々も足腰が弱り、それはできなくなるだろうなということは、やっと思った自分分かるわけです。それはもう落ちてケガで済めばいいけども、命を落とすようなことがあってはならない。 ですから、その辺のですね、これからの村の対策ですね、対応策、そういったものを緊急に考える時期ではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>まず、村道の維持管理につきまして、地元の方々ですね、維持管理や除草活動をしていただいていることに対しましてですね、まずもって感謝を申し上げます。 さて、村道の管理延長はですね、約9.7kmありまして、村が村道の除草等を実施するということは、現状では困難かと考えています。 一方でですね、高齢化に伴いまして、地域の方々による除草が困難になるということも想定される中でですね、まずはできる限りの範囲内で構いませんので、ご協力をお願いするというふうを考えているというところになります。以上です。</p>
議 長	<p>2番 梶原光春議員</p>
2 番	<p>もちろん我々はやれる範囲ではですね、皆さん自分のところですから、地元で皆さんが、人が通るところですから、当然自分たちでやるわけですけども。 例えばですね、ちょっと高いところとか、それも手が届かないところ、我々も高所作業車を借りて、自分たちでやって、木の伐採等はやってるんですね。非常に危険ではあるけれども、やらざるを得ないというところで行っているんですけども、そういった費用、それから除草剤等の散布ですね、もう草を刈るよりも除草剤をまいたほうが早いというところが、そうすれば次の年には雑草の生え方がおろ生えるという、田舎の言葉で言えばそういうことなんですけども。 そういった費用の助成はできないものだろうか、その辺のことをお尋ねします。</p>
議 長	<p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>まず、除草剤につきましてはですね、道路・河川愛護のときに除草剤についてはお</p>

	<p>配りさせていただいているというところに、現状としてはなっております。というところになります。</p> <p>あと機械とか委託等につきましてはですね、今のところはですね、まずはできる限りの範囲内でやっていただくところかなというふうに、今のところは考えております。以上でございます。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>それはそれでよろしいと思うんですよ。</p> <p>ただですね、やはり道路にかかってくれば当然影を差す、田んぼに影を差すというよりも車等の支障、人的支障がですね、木が折れたとかいったときには、落下したときにそういう被害が起きてきます。</p> <p>ですから、そういったときにですね、もちろん我々は森林組合に1年に1回は、我々ができないことは森林組合にお願いして、伐採等はお願いしております。</p> <p>ですけども、崖の竹の伐採とか、そういったものは自分たちではしごをかけてやらな仕方がないわけなんですね。現実問題として迷惑がかかるし、人、車が走るところにそういうものが落ちてきたりしたらいけないということで、我々やっているわけですけども、その辺は検討の余地はございませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員のおっしゃることはもうひしひしと分かるわけでございます。</p> <p>そういった中で、やはり自分たちの生活道路とか、そういったところをいかに維持管理をしていくか、しいて言えば村道とか県道辺りですね、どう管理していくのかということであるかと思えます。</p> <p>そういった中で、今回もですね、コロナの関係の2次臨時予算の中でですね、高いところの除草をするための機械等もですね、購入をしたいというところでご了解をいただいているところであります。</p> <p>しかしながら、それによってすべてが解決するとは思っておりません。やはりできないところは先ほどの答弁もありましたように、業者のほうにお頼みするのか、また新たに労務班の増強等を図ってやっていくのか、その辺りについてはですね、今後検討させていただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>どうぞ前向きにですね、お願いしたいと思います。</p> <p>これは、別に私たちの村だけじゃなくて、全国の山村部が抱える絶対的な問題なんですね。</p> <p>ですから、例えばこちらから大鶴を超えて日田に行く県道にしても、上にはですね、木が、切りゃいいのと思うけど、県としてはその費用がないということですね、もう真っ暗になっている。冬になったら雪が積もっていると、危険であるというような状況なんですね。ですから、ぜひ、ご検討のほどをお願いいたします。</p> <p>続いてまいります。</p> <p>高齢者の方々の施策についてと書いておりますけども、車を持たない方、免許を返納された方、こういった方々のごみ出しやですね、リサイクルのとき、月1回のリサイクルに持って行くときの手段がないわけですね。</p> <p>近くに私がありますから、私は持って行ってあげておりますけども、非常に難しい状況にあると。また、買い物も当然自分で行きたいけど、なかなか行けないということで、エフコープ等を使って運んでいただいております。</p> <p>これらを少し考えてみますと、もしですね、集落支援の方たちがですね、もし差し支えなかったら、1カ月に1回ぐらい玄関口に不必要なリサイクルとかごみ等がもし出してですね、持っていただいたら非常に助かるという声を再三耳にいたします。</p>

	<p>ですから、この辺の考え方、これからの高齢化社会というか、これからというよりも、もう待たないで来ているわけですけども、その辺のお考えをお伺いします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>議員もご承知のようにですね、ごみ出し等の支援につきましては、いろんなご意見を伺っていたところであります。</p> <p>したがって、28年の9月にですね、東峰村高齢者等ごみ出し支援事業というのを作りまして、ごみ出し支援1名当たり月額2千円という形で行っているわけですが、なかなかですね、そこまで、やってはくれているんですけども、そういった金額の請求等はない。今まで1回もないというところがあります。</p> <p>当然、先ほど議員言われましたように、集落支援員等とか民生委員、そういったところでの対応の仕方はあるんじゃないかと思っております。何よりも地域での協働の事業ができればそれが一番いいのかなと思っております。</p> <p>結論的にはちょっと、なかなかどうしますということは、この場では申し上げられませんけれども、どうしてもそういった状態であれば集落支援員なり、また民生委員さんのほうにお願いをしたいと思っておりますので、またご相談をさせていただければと思っております。</p> <p>それと買い物弱者の話でありますが、これもコロナの2次補正のほうですね、予算的にも上げさせていただいております。今、村内の業者さんとの聞き取りと言いますか、ミーティング等もやっておりますし、できるだけ早くですね、村内の業者さんとの合意と言いますか、ご説明を申し上げて、そして取り組んでいきたいと考えているところであります。</p> <p>実際いろいろと現状では勉強させていただいているというのが本音であります。以上です。</p>
議長	<p>2番 梶原光春議員</p>
2番	<p>なかなか難しいということも理解はできます。</p> <p>ですけどもですね、実際にこれからの東峰村とは言わずに、全国の山村部、特に非常に厳しい状況にあります。</p> <p>我々というか、もう65歳以上の方々ですけども、今まで営々と働いて、国税、県税、村民税、所得税を払ってこられてですね、最後になって、やっぱりもう少し楽にならないかなという考えがするわけなんですよ。</p> <p>というのは、非常に全国的に子育て支援とかいろんな支援はございます。</p> <p>ただ高齢者に対するですね、そういった人たち、独居老人とかそういった人たちに対するあれが、今まで国に非常に多大な貢献をされてきた、そういった方たちに対しての支援が少し少ないかなと。</p> <p>支援というよりもですね、できることは誰でもやります。健康であればいいんですよ。自分でごみも出すリサイクルも持って行くけども。</p> <p>今、免許はできるだけ早く返納しろという時代でございます。だから、そうしたらそういうことができなくなる。そうしたら近くの人に頼まなきゃいけない。そうするとやっぱり遠慮するわけですね。すまないな、すまないなというですね、頭を下げて頼まなきゃいけない。</p> <p>やっぱりそれではですね、日本の国家というのが、今まで頑張ってきた人たちに対するですね、報いがないと、私はいつも思っております。</p> <p>ですから、その辺のことを、わが村だけでもですね、ぜひ、ご検討願いたいと思います。</p>
議長	<p>村長</p>



村 長	議員の言われることは重々承知しております。そのための方策等についても、現在動いているということでもありますので、もうしばらくお待ちをいただければと思っております。以上です。
2 番	以上で、私の質問は終わります。
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>9月9日は、引き続き一般質問を午前9時30分より行い、終了後、決算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(15時30分)</p>

# 第8回 東峰村議会定例会会議録

令和2年9月9日  
( 第 2 日 )

東 峰 村 議 会

令和2年 第8回東峰村議会定例会議事日程

令和2年9月9日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1

一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、皆さんのお手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>6番 高倉寛視議員の質問を認めます。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>私はですね、まず、一番最初にJR、BRT問題ということで質問させていただきます。</p> <p>7月からですね、各地区をまわってBRTに落ち着いたという報告会をなされてきました。</p> <p>この件に関してですね、大変お疲れではございましたでしょうけど、村民の方々のですね、反応はどのように感じたのか。</p> <p>今まで鉄道でということで、非常にみんな頑張っていたと思いますけれども、結果としてBRTになったということに関して、村民の方々の反応はいかがだったのかを、まず、最初にお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>復旧会議の結論がですね、BRTでの復旧ということが決まりまして、多くの村民の方々にとって残念な結果になってしまったことに関しまして、各地区の説明会でお詫びを申し上げた次第であります。</p> <p>説明会では、やはり鉄道での復旧を望んでいた村民の方の落胆の思いを改めて感じましたし、JRの提案のBRTでも良かったのではないかなという意見も出されておりました。</p> <p>福岡県議会議員の方々にもご尽力をいただきまして、日田彦山線の復旧のために地域の振興基金もできましたので、今後村民の方が安心して生活ができるよう、交通網を将来にわたって確保していくために、県及びJRと今後も協議をしながら、より良い交通手段を作り上げていくという所存でございます。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>村長、これからのことを聞いているんじゃないかと、村民の方、確かに落胆したということはおっしゃられました。</p> <p>その中で、こういうことを言うとおかしいのかもしれないけど、何でBRTになったのかとか、そういうふうな反応はなかったのですかね。私はそこが聞きたかったんですけど。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど言いましたように、JR提案のBRTでも良かったのではないかなというご意見等もいただきました。</p> <p>その中で、やはりJR提案のバス停が、例えば岩屋・大行司間ですと3カ所増えると。それからもう1つ大きな要因が、鉄道ではなくてBRTだと眼鏡橋の上とか、そういったところが危ないんじゃないかなというようなご意見はいただきました。</p> <p>そういった中で、バスを走らせるということにつきましては、当然鉄道敷き等におきましては、JRが安全管理は確保し運行させるということになります。という話を村民の方にはお伝えをしたところであります。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員

6 番	<p>今までですね、特に私が一番気にしているというか、気になるのはですね、鉄道での復旧を求めて活動をなされてきた方たちがおられますよね、特に中心になって。</p> <p>その方たちとの話は、個別にされたのか、この間の報告会で話は片付いたのか、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	記憶の中ではですね、代表者の方に来ていただいて話をさせていただいております。メンバー全員の方というのはなかったと思います。
議長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>今、代表者だけということでしたけど、メンバー全員というわけにはですね、いかないと思います。</p> <p>しかしながら、中心になってされた方が3人は最初からおられますよね。少なくともその方たちには個別に説明するべきではなかったかと、私は考えておりました。</p> <p>それをやってないということであればですね、今更どうこう言っても仕方ありませんけど。</p> <p>やはりあれだけの活動をしてくれた方々に対しての、やっぱり思いはですね、やはりこちら側も、結果が違ったので、やはり伝えるべきだと私は考えております。</p> <p>次に行きます。</p> <p>村民の方にはですね、眼鏡橋とかいう話が出ておりましたけど、観光客を呼び込む手段として、観光列車的なものを走らせてほしいとの意見もあったと思います。</p> <p>このことに関して、どのように考えておりますか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員はちょっと聞き間違えているかと思いますが、代表者の方にはしております。3名の代表者がいましたけれども、1名の方は都合により来られませんでした。あとの2名の代表者の方には、村長室で話はきっちりさせていただいておりますので、その辺りはご認識をお願いしたいと思っております。</p> <p>それから、観光列車とかですね、そういったことではございますけれども、これは当然ですね、JRのほうとは協議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>通常的に考えますと、例えば宝珠山駅から岩屋駅まで、何と言いますか、JRのバスの時間の間を見ながらでも走れるのかなという考えは持っております。</p> <p>そのときどういった形、負担と言いますか、バスあたりは村で用意しなきゃいかんのか、それから、JRあたりの安全性の基準を満たしておかなきゃいかんとか、いろんなたぶん制約と言いますか、条件等があるかと思っておりますので、そういったことも考慮しながら、SLを真似たようなですね、観光バスというような、例えばの話ですけど、そういったものが走らせれば、非常に本村の観光にとってもいいのではないかと思いますし、今までそういう眼鏡橋の上の撮影とか撮り鉄の方々が来られておりましたけれども、そういった人たちにもまた来村をいただけるのではないかと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、今後JR九州また県のほうとも、そういったことについては詰めていくべきことになるかと思っております。以上です。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>すみません。私の勘違いで、先ほどの件は、代表者1人かなと思ったもんだからですね、申し訳ありませんでした。</p> <p>次にいきたいと思っております。</p> <p>陶器組合の陶土の問題、これがですね、本村の代表的観光産業の小石原焼、または高取焼にかかわっておられる方々ですね、今、陶土不足が起きているようでございます。</p>

	<p>村長は、この陶土不足のことをいつ頃からご存じだったのかを、お聞きしたいと思います。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>記憶ではですね、もう4、5年前からは、そういう話は聞いておるところであります。</p>
議 長	<p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>4、5年前からということであればですね、もう今ごろは新しい陶土が出るようなところをつくっておかなければならなかったんじゃないでしょうかね。</p> <p>それでないと、今になってみんな本当に陶土不足、陶土不足と言われておるとに、今からそれを準備するんであればですね、大変なことになるんじゃないかと。</p> <p>やはりよそのところから、そういう土とか買っている人もおりますので、それでは実際の小石原焼、高取焼にはならないと思いますのでね。</p> <p>ですから、じゃあ、4、5年前から知っておったのであれば、その間どのように考えて、どのようにしておったのか、そこをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>議員がですね、どの方にお話をされて、お聞きしたことかちょっと思いますけれども。</p> <p>4、5年前あたりはですね、まだ陶土というのは20年分ほど確保しているということで、これは陶器組合長さんのお話でございますけれども、確保されているというお話を聞いております。</p> <p>この議員の質問が出ましたので、再度その件についてお聞きいたしましたところ、まだ15年分ぐらいは大丈夫だということを言っておりますので、議員がどの方にお尋ねされ、そういった質問をされているのかというのは、ちょっと分かりませんが、陶器組合長さんから聞いた発言では、そういう回答でございましたので、いずれ議員が言われるように、陶土不足というのは生じてくると思いますので、その対策についてはですね、今後しっかりと取り組んでいかなければならないと、そのように考えております。</p>
議 長	<p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>組合長がそういうふうに言われたのであれば間違いはないと思いますが、私、1人2人ではないんですけど、こういうことを聞きましたので、質問に出させていただきます。</p> <p>それで、15年分もあると、ちょっとそこは確認しておりませんので、また私も確認したいと思います。それは確認して、私も勉強したいと思います。</p> <p>村としてですね、やはりまだ15年持てばいいですけど、実際どこまで行くか、正直私も分かりませんので、村としてですね、早急にこういった問題は解決していかねばならないと思っております。</p> <p>先日、いつの議会だったですかね、村長が、グラウンドの前の保安林か、あれのことを言っておりましたけど、そういったこともですね、早めに解決していただいて、やはり次の工場をつくっていただいて、早めに手当てをしていただきたいと思います。いかがですか。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>もう一度戻りますけど、4、5年前ぐらいに話したときは、20年ぐらいはあるという話でございましたということはお伝えしましたけれども、今回お聞きしましたところは、その量としてはそのくらいあるらしいんですが、陶土が風化するらしいですね。風化しますと、陶土としてやっぱり品質が落ちるということみたいです。</p> <p>それで現在では、陶土工場のところにもですね、陶土が出ているということと、そ</p>

	<p>れから清和園ですね、清和園から陶土工場を直線で結んだところ辺りにも、良い陶土があるというようなことも、組合長はお聞きをしています。</p> <p>したがいまして、いずれどういったところで良い陶土が出るのか、そういったことも調査をしながら、また民有地であれば、その辺りの購入とか、どちらが、陶器組合がするのか、村がするのかは別といたしまして、そういった手順を踏んだ形で、陶土の今後の確保というのは進めていかなければならないんじゃないかと考えております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>次に行きます。</p> <p>コロナの影響ですね、春の民陶祭が中止になりました。陶器関連でお仕事されている方々ですね、非常に大きな影響を受けていると思います。</p> <p>1カ月後には秋の民陶祭、10月に毎年行われておりますけど、この件に関して組合長さんたちとまた話をするんでありましようが、今後どのように進めていくつもりか、そこを伺いたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>先月末ですね、運営委員会があったということ聞いております。春の民陶祭に引き続き秋の民陶祭もですね、中止をせざるを得ないという決定がなされたらと、報告を受けております。</p> <p>そういった中で秋の民陶祭もですね、春に続き中止ということになりましたので、窯元の皆さんへの影響は非常に大きいと考えます。春の民陶祭と同様に秋の民陶祭もインターネットでの販売を行うと聞いておりますので、したがいまして、春と同様に人件費や送料の経費等に対しまして、可能な限り支援をしていきたいと思っております。以上です。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>10月、秋も中止するというのは、私もちょっと今初めて聞いたんですけど、本当にこれは焼き物関連の方々にとってはですね、非常に大変な打撃だと思います。</p> <p>先ほど村長が言われましたように、精一杯ですね、やはりこういった方たちに支援ができるような手立てを取っていただきたいをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	9時55分まで休憩します。  (9時48分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。  (9時55分)
議長	4番 高橋弘展議員の質問を認めます。 4番 高橋弘展議員
4番	<p>まず、私の質問では、JR日田彦山線の復旧について、お伺いしてまいりたいと思います。</p> <p>先ほど同僚議員からも質問がありましたが、私のほうは、どういうふうはこの復旧が行われていくのか、BRT案に決まった後住民説明会も行われましたが、具体的な日時であったりとか、具体的にどういうふうこの話が進んでいくのかについては、少し言及がなかったのかと思います。</p> <p>今一度その辺の確認をしてまいりたいと思いますが、JRのBRT案に対し、宝珠山駅までBRTを延伸するという案で決着をされましたけれども、結局その全線復旧ですね、それがいつ頃になるのか、まずお尋ねいたします。</p>

議 長	村長
村 長	私どもが今入手していることにつきましては、第6回復旧会議の後、J R九州の青柳社長が申されておりました3年ということでございます。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	その3年というのがいまいよく分からないんですが、令和何年になるんでしょうか。
議 長	村長
村 長	まだJ Rのほうからスケジュール等いただいておりますので、正確なお答えはできませんけれども、3年と言えば、単純にいきますと令和5年辺りじゃないかと思っております。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	この3年というのは長いのかなと思ったりはします。現時点で災害から3年経って、さらに3年ということで、災害から6年経過したところでの復旧という形になってしまうのは、特に高校生あたり大きな影響が出てくるのかなという部分感じられますが、特に生活の足でもありますので、いつまでの復旧を目指すかというのを明確に、早急にですね、示していただくよう働きかけをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
議 長	村長
村 長	私も議員と同じで、1日でも早い復旧を望んでおりますが、何せこれは相手のある話でございますので、ちょっと説明をいたしますと、今月の1日にですね、県の交通政策課、それからJ R九州が来村をいたしまして、7月16日の第6回日田彦山線復旧会議後のですね、初めての打ち合わせを行わせていただきました。 当然その中で、早期復旧という話はさせていただいておりますけれども、現在J R九州のほうは測量等をやっているという話を聞いておるところであります。 したがって、先ほども言いましたように、今後どのようなスケジュール感をもって、このBRTが通るようになるのか、そういったところは今後詰めていかなければならない問題かなと、そういうことを思っております。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	確認になりますが、工事、要は線路、レールを外したり道路敷きに変えていくという作業があるかと思えます。そういったスケジュールというのも未だ示されているものではないということでしょうか。
議 長	村長
村 長	工法等についてもですね、まだ聞いておりません。 したがって、今後そういったところは打ち合わせの中で確認をしていくようになるかと思えますけれども、いずれにいたしましても軌道敷きの整備というのは、当然J R九州が責任を持ってやることでございますので、その辺りについては私どもとしては、やはり排水の問題とかですね、そういったところはしっかりと申し上げて、例えば舗装なりコンクリートとなった場合の水処理の問題とか、あと、何と言いますか、眼鏡橋の上の安全対策とか、当然これは私どもが言えるあれではありませんけれども、そういったところはどうなっているのか、いろんな疑問についてはですね、問い合わせはできるかと思っております。 しかし、先ほど言いました排水の問題につきましては、直接その処理の関係によりましては、村のほうも被害を受けるというようなことも想定されますので、そういったところについてはですね、やはりきっちりとJ Rのほうには要望していかなければいけないのかなと思っております。
議 長	4番 高橋弘展議員



4 番	<p>この一連の質問の締めくくりなんですけれども、この住民説明会の中でも、いろんな住民の方からの意見が出たかと思います。</p> <p>先ほどの村長の不安なる排水面、そういった部分に関しては、今後どういうふうな会議、打ち合わせであったり調整、協議が行われていくのでしょうか。</p> <p>今までは復旧会議というのがベースであったかと思いますが、第6回で方針示されて、必要に応じみたいな形で、その後あまり開かれたいりしないのでしょうか、という部分と、そうではなく、J Rや県との直接的な交渉に入っていくのか、そういった部分の概要をお教えいただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>復旧会議の中でもそういう議論がありましたので、担当者レベルでというような、J R九州からの発言に対しまして、私のほうからは、首長も入ってできるような会議にしてくれというお話はさせていただいたところです。</p> <p>それに関しまして、大分県の広瀬知事のほうに猛反発をして、そういう必要はないというような言い方をしましたけれども、小川知事のほうにまたフォローしていただきまして、やはり重要な場面では首長が入った会議等も開けるようにということになっております。</p> <p>ただ、どのような形で今後進むのかというのは決まっておられません。随時というようなことかなと考えております。</p> <p>東峰村として申し上げましたのは、東峰村と直接J R九州との交渉というのはやらないと、できないと。これは、県の交通政策課が入った中、つまりJ Rとの窓口は県の交通政策課ですよということを申し上げてきました。</p> <p>したがって、この前も初めての会議じゃない打ち合わせというような形でごさいましたけれども、県、J R、東峰村というような形での打ち合わせになるのか、また、県、J R、そして復旧会議みたいな日田市、東峰村、添田町みたいな合同での会議になるのか、そういったところはまだ示されておりませんので、そういったことが決まればですね、またご報告等はさし上げたいと思っております。以上です。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>復旧の方向性が決まってから、すごい進み方がゆっくりになったのか、誰が主導で進めているのか、全く分からなくなっている感じがしますので、ぜひ、その辺を整理していただいて、村民の方に分かりやすくですね、現状どう進んでいるのかというご報告をお願いしたいと思います。</p> <p>その中で、住民説明会の中で、1つ村長のほうからの説明でも、1つ気になった部分があります。</p> <p>住民の説明会の中で多くの方が、駅までの交通手段はどうするのかと。</p> <p>その念頭にあったのはJ RのBRT案の中では、線路敷きは通らずに、住民の生活エリアを通るような形でルートが設定されていたという部分もあったので、どうするのかという話があったかと思います。</p> <p>序盤の説明会では、タクシーチケットを使ってという話もあったり、また途中からは大行司駅は階段が大変なので宝珠山駅までご移動いただいて乗っていただくとか。</p> <p>最終的には、私も直接聞いた部分では、2次交通は村が責任を持って整備するというふうな発言をされていたかと思います。</p> <p>この2次交通は村が責任を持って整備するとは一体どういうことなのか、ご説明をいただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>J R問題もBRTということで、1つの方向性が出ました。</p> <p>それまでの、BRTまでのアクセス、それから、現在通っております西鉄バスとの</p>

	<p>アクセス、そういったことにつきましては、いずれやはりデマンドバスであるかコミュニティバスであるか、何らかの形で村民の方々の交通手段というのは考えなければならない。それは村がきっちりやるべきだと思っております。</p> <p>そういった中で、議員も総務常任委員会の中には入っておられますけれども、総務常任委員会のほうでも勉強会をしていただいているということでございますので、これからもどんどん高齢化をしていく本村において、議員の皆さんからも一般質問等にもありましたけれども、村民の方の交通手段を考えるということは、これは村が責任を持ってやらなければならないと考えておりますので、私はそういったところで、村が責任を持って整備するということを申し上げさせていただいたところであります。以上です。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>その総務常任委員会の勉強会も参加させていただきましたが、県の交通政策課の方が第一番目に、話を始める前におっしゃられたのが、まず、このコミュニティバスというのは皆さん覚悟してくださいと。どこも厳しいですと。赤字ですよという部分を言われてから、説明を始められたのがすごく印象的でした。</p> <p>やはり地域交通を一自治体が整備するということに関しては、かなり自治体の出費というかですね、財政的な出費を伴うものでありますので難しいと思います。</p> <p>それを踏まえた上で、住民の方もですね、JRのBRT案を選択しておけば、そういうことにはならなかったんじゃないかと、それがかなりの解決策になったんじゃないかというふうな意味合いで、住民説明会では多くの住民の方が言われたと思うんですよ。</p> <p>1つ申し上げたいのが、県がこの延伸案とですね、BRTの延伸案を提案されたので、県がですね、県も責任を持ってこの地域交通の整備という部分に関してお力をいただけないと、ちょっとなんか筋が違うんじゃないかと。村が延伸してくれと要望したわけではないんじゃないでしょうかね。</p> <p>村長の発言の中で、知事がこの案を持って来たから、致し方なく断腸の思いで選択したんだと。</p> <p>県がこの案を持って来たんであれば、やはり地域交通もセットでですね、県にやはりご協力を仰がないといけないんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、議員のお話を聞いておりますと、日田彦山線沿線についてはというようなことはチラッと思ったんですけども。</p> <p>東峰村は、当然小石原地区もあります。そういったところもやはり住民の皆さんの移動手段というのは考えなければなりません。</p> <p>そこで、お金が仮にかかりましても、やらなければならないことは、村としてやらなければならないと、私は考えておりますので、議員の皆さん方にそういった予算等はお願ひすることとなりますけれども、村としてはそういう覚悟で今後は望んでいきたいと思っております。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>村民の方々がなかなかこの2次交通を整備するであつたり、村が責任を持って駅までのアクセスを確保するという案で、皆さん納得できなかったのは、やはりJRのBRT案でしたら、そんなことにはなかなかならなかったんじゃないかなというところの、腑に落ちない部分がずっと続いているんですよ。</p> <p>私のほうにもやっばどうにかならないのかと。大行司のあの階段はやっば年いって登れんすべいと。それで宝珠山駅まで行ってくれと。</p> <p>じゃあ、JRの案を通してくれたら、そんな話にはならないんじゃないかという話</p>

	<p>があったんですね。</p> <p>もちろん必要性の問題に関しては、必要というのは村長と同じ意見であります。</p> <p>ですので、極力村の支出が伴わない形でやる方向を、やはり一緒になって考えていただきたいなと思います。</p> <p>それを踏まえまして、やはりどういうふうはこの地域交通を整備されるのかという部分、住民の方々不安という部分は続いています。やはり地域交通を整備する。2次交通、やはり形が全く示されないまま言葉だけが一人歩きしているのもありますので、住民の方々もやはり意見交換をしてくれということも、いろんな説明会であがっていたと聞いておりますが、住民との意見交換というのは、どういった形で行われるのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど議員が言われましたように、できるだけ村の財政の負担がないようには努めていくというのは当然でございます。そういった中で、この地域交通というのは考えていかなければならないと、それは議員と同じです。</p> <p>それから、村民の皆さん方への説明につきましても、当然、ある程度の方向性が出ましたら、それはちゃんと打ち合わせをしながらやっていかなければ、村が単独で、こうこう、こうだというような決め方というのはないと思いますので、そういった点についても、今後は必要になってくるというのは、当然のことだと思っております。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>なぜ、この住民説明会、重要視するのかと言いますと、やはり今、この公共交通を使われている方というのはなかなか少ないので、このJR日田彦山線も利用度の割合からJRもなかなか鉄道復旧ということを行わなかった部分があるかと思えます。</p> <p>今後もやはり乗らない地域交通、要は、公共交通であれば、なかなか持続するのが厳しいのかなという部分で、危惧しながらもやっぱり住民の人たちは今後の足というのを気にされているという、すごいアンバランスな話が続いているんですけども。</p> <p>であるならば、地域の人たちがこれなら乗るよと。こういうことであれば私たちも応援していくよという形を作っていかないと、この今後の地域交通というのは成り立たないと。</p> <p>この前の総務常任委員会の勉強会の折にも説明があったのは、一番最初にこのコミュニティバスが始まったのは、東京のあきる野かどこか武蔵野か、その辺だったと思いますが、やはり地域の方々が公共交通、路線バス等がなくなって、自分たちで維持していかないといけない、その住民の動きから始まって、そこは運営が安定しているということから、このコミュニティバスというのが全国的に広まっていったんだという話をお聞きしました。</p> <p>そうであるならば、やはり東峰村も、今後不安とする方々がやはり、自分たちが使いやすい、自分たちが使う交通のあり方というのをみんなで一緒に考えていかないと、こう方向性決めました。じゃあ、どうですかと聞いても、どうでしょうかねと、あまり自分の話にならないんじゃないかなというところで、お話をさせていただきました。</p> <p>ぜひ、やり方に関しては、村長、お任せしますけれども、早い段階ですと、どういうふうなことを村民の方々が望まれているのかというヒアリング等々も含めて、意見交換をしていただきたいと思います。</p> <p>意見だけ言って、次にまいります。</p> <p>次に、村の広報について、お尋ねいたします。</p> <p>前回の一般質問の折に少しこの質問ができませんでしたので、お尋ねいたします。</p> <p>この質問をした背景には、コロナウイルス禍で災害があった場合どうするかという</p>

	<p>部分の、村の新しい広報のあり方ということでお聞きしたんですけれども、やはり災害時等、台風の場合はですね、事前に台風来ますよという情報で分かりますけれども、集中豪雨、豪雨災害等に関してはやはり予測できない部分があって、村の現状を申し上げますと、やはり村外に働きに出られたり通勤、通学されている方というのは多ございます。</p> <p>今、村内の緊急情報に関してはだいぶ整備が進まれてきたかと思います。やはり災害前後ですね、力を入れてきた部分があったかと思います。防災無線であったり、東峰テレビのL字放送等々いろんな部分取り組まれています、やはり村外に出ておられる方々が、じゃあ、どういうふうに村内の情報を得るかという部分に関しては、やはり村内にいる方から聞かないといけない状況が続いているのかなと思います。</p> <p>もちろんホームページで出される部分もありますけれども、やはりホームページまでたどり着くような状況を作るというのがなかなか大変だし、正式な、正確な情報を得るというのに関しては手数がかかりすぎるのかなと思います。</p> <p>そこでご提案させていただきたいのが、近年自治体の中でもLINEを使った広報手段をするところが増えてきております。LINEもだいぶもう皆さんご存じになってきてあるかと思いますが、スマートフォンの中でメッセージをやり取りするソフトで、高齢の方でもスマホを今持たれる時代になって、じゃあ、息子さん、娘さん、お孫さんとどうやり取りするかというと、もうメールじゃないんですね、LINEでやり取りします。スタンプ1個であいさつできますという時代になってきています。</p> <p>その上で、このLINE公式アカウントというのを取得して、東峰村でもLINEを使った行政情報をお伝えするというのをできないでしょうかというご質問です。</p> <p>ちなみに朝倉市でも導入されておりまして、朝倉市のを自分入れておりますけれども、やはり的確に情報を伝えておりますし、例えば休日診療の部分もそのページ内で見れたりとか、そういう部分が広まっております。</p> <p>村のお考えをお尋ねいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>質問の1つ前に戻りますけれども、この地域交通については、住民の皆さんとはやっぱり協議をさせていただきたいという事は言ってるわけです。また、総務常任委員会の中でも勉強会を開いていただいております。執行部もその中に参加させていただくというか、オブザーバーでもかまいません。</p> <p>そういった中で、やはり本当に住民の方にとって良い交通機関、移動手段になるように、そしてJRのBRTバスの利用客も増えるような、やっぱり方策というのは当然考えなければならないと思います。</p> <p>それともう1点忘れてはならないのは、小石原地区においても西鉄バスだけなんです。やはり小石原の地区の方は嘉麻市とか添田町とか買い物に行かれていますと聞いておりますけれども、そういったところの交通手段もあるわけです。</p> <p>したがって、この地域交通というのは村がやはり責任を持って今後やっていかなきゃいかんと思っておりますので、いろいろと議員のまたご提案等もお聞きしながら、この問題については必ずしっかりと取り組んでいきたい。そして、みんなが大賛成だということは考えられません。</p> <p>したがって、やはり多くの方が「まあ、いいだろう」と言えるようなですね、便利になったと喜ばれるような、やはり地域交通というのは考えていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>それから、LINEの話なんですけれども、福岡県内でも18市町村がLINEを入れているみたいであります。</p> <p>この件につきましては、今後状況を見ながらですね、検討をさせていただきたいと</p>

	思います。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>いろんな情報手段を増やすと、やはりその分行政内の手数が増えてしまうという部分もありますので、いろいろ情報の取捨選択、どの情報を重きに置くのかという部分も踏まえてですね、ぜひ、検討をしていただきたいなと思います。</p> <p>続きまして、宝珠山ふるさと村の経営について、お伺いいたします。</p> <p>昨年の6月、9月、12月、そして今年の3月定例会ですべて聞いてきております。宝珠山ふるさと村が以前取得していた住宅に関する件でございます。</p> <p>その後、当事者であります伊藤ちずる氏と解決はされたのか、まずお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	議員もご承知だと思いますけれども、現在係争中でございますので、この場においては発言を控えさせていただきたいと思います。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>そうお答えられるんだろうなと思っておりましたが、やはり村長というお立場でありながら、なぜ一住民の方を訴えられる、裁判にかけるということをされたのかというのが、やはりこの村を考える中ではすごく大きな出来事だと思います。</p> <p>一自治体のトップが、その村に住んでいる人を訴えるということは、やはり全国を見てもあるような話じゃないですよ。</p> <p>この案件に関しても、村長が適切にその住民の方との対応をしなかったがために、被害を受けた村民の方が反対に訴えられているんですよ。</p> <p>村長としての対応をお尋ねしますけれども、村のトップとして住民を訴える、自分がミスをした、適切な対応をしなかったということに対して、住民を訴えるということの気持ちをお尋ねしたいんですけども。</p>
議 長	村長
村 長	同じような答えになりますけれども、そういったところも今係争中の案件についてですね、その中で明らかになっていくではないかと思っております。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>これ以上そんなに質問を続けても意味がないというのは分かっておりますので、この辺で終わりたいと思いますけれども。</p> <p>この、今のやり取りを聞いていて、なかなか前段分からない方もいらっしゃるの、また違う場ですね、どういうことなのかというのを説明したいと思うんですけども。</p> <p>やはり村民の方々が、逆にこの事例というのが誰にでも当てはまる可能性があるんじゃないかという部分で、私は聞いております。</p> <p>なぜかと言いますと、やはり3年前の災害のときに被災したり、例えば自分のお家が移転しなければならないとか、何か被害を受けて村長にお願いしましたと。「ああ、じゃあ、それするよ」とか「ああ、それ考えとこう」ってお願いして、久々聞いたら、「あれ、そんなこと言ってたかな」と、失念してました。「えっ、そんなこと言ったかね」と言われて、何回もしつこく言ってたらですね、村長個人から訴状が届いたと。そういうふうな案件になってしまうんじゃないかという危惧でですね、私は言っております。</p> <p>やはり一自治体のトップが、こういった形で訴訟を起こすという事態が、やはりあるまじきである行為だと思っております。</p> <p>ですので、ぜひとも、もう訴訟になっておりますので、その部分どうせろというのはできませんが、やはり村長というお立場をよくよく考えて行動をお願いしたい</p>

	と思います。
休憩 議長	換気休憩のため、10時35分まで休憩いたします。  (10時25分)
再開 議長	休憩前に引き続き、再開します。  (10時35分)
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>では、次の質問にまいりたいと思います。</p> <p>次のページについてなんですけれども、「所得の向上」と「雇用（仕事）の創出」についてということで、このコロナ禍において、全世界今後どうなるのかという状況であるんですけれども、やはり働き方であったりライフスタイル、そして人生観等々が皆さん変わっていくような、大きな変動となっております。</p> <p>その中で、やはり都会に住んでいては密なので、やはり人口密度が薄いと云ったらあれなんですけれども、地方で人生を変える、生活自体を変えてしまおうという動きも徐々に広がりとつあると聞いております。</p> <p>その中で、村長も常々おっしゃる、仕事がないとなかなかここでは生活できない。もちろんそうおっしゃるとおりである中なんですけれども。</p> <p>じゃあ、仕事をどう生み出していくのか、村長の切り口としては企業誘致なんだ。企業を呼んで来て多くの雇用を生むというところのお考えがあると思いますが、私は、その前にできることもたくさんあるんじゃないかなという部分で、1点お尋ねしていきたいんですけれども。</p> <p>まず、この村の中で一番大きな企業、組織、団体というのはどこなのかという、やはりこの東峰村という自治体、役場が一番のお金を回している、要は、予算を組んで動いているところではないでしょうか。</p> <p>その役場からどんどん今村外に仕事であったり、買うものであったり、いろんなものが流出して、本来なら村内に事業所等あれば、それで雇用なり仕事なりなるという部分が、段々そうではない部分に進んでいる。要は、村外の業者であったり、そういった部分を使う部分が多くなってきているのではないかと質問であります。</p> <p>特にこの決算を見るかぎりでも、やはり委託契約であったり請負契約に関して、村内、村外の業者を使うというパターンがですね、とても増えてきて、依存度というのが高まっているのではないかと。</p> <p>せっかく国や県から補助金を取ってきて、大型の事業を行っても、それが村内で消費、要は、完成物としてされますけれども、村外の業者が仕事を持って行けば、その持ってきたお金も流出していくという単純な流れではありますが、そういう流れが徐々に強まってきているのではないかと。</p> <p>そういった部分で、例えば物品の購入も含めて、村ではやはり村内事業者の育成であったり、村内の事業者を使う、育てる、そういった部分について、何か取り組みは行っているのか、まずお尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員ご指摘のようにですね、役場の様々な業務等につきまして、外部発注等の業務につきましては、当然村内業者を優先的に指名委員会、そういったところで選んでいただいているところであります。</p> <p>そういった中で、やはり村内業者がやれないことにつきましてはですね、どうしてもこれは村外に委託をしなければならぬという状況でありますので、当然、まずは村内の業者、優先的な考え方というのは指名委員会あたりの中で考慮しております。</p>

	以上です。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>その行政機構の流れ、ガバナンス等は、もう従来からしっかりされてきていると思います。</p> <p>村内の事業者がいなかったら、じゃあ、村外にということが、果たしてそれが続くことがいいのかという質問を、私はしております。</p> <p>なので、村内に業者がないから村外に頼みますと。そういう似たような事業が、要は、連発するのであれば、じゃあ、村内にもそういう事業者があつていいですよという論理にならないのでしょうかというお尋ねなんです。</p> <p>そういった部分で、やはり村でもそういう事業者があれば、もうこの村からの仕事を受けることによって一つ事業が完成する。要は、業態として成立するという部分をしっかり考えていかないと、せっかく取ってきた補助金ももったいないのではないかとこのところですが。</p> <p>例えばそういう、この関連の仕事については、村外に頼むことが多いけど、村内にあればいいよねとか、そういった話はされないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>具体的にですね、どういうのか言っていたくと、また議論がかみ合うのかなと思いますけれども。</p> <p>そうですね、ちょっと具体的に質問をしていただきたいと思います。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>具体的な部分というのはいろいろあるかと思います。</p> <p>やはり今回、地方創生絡みの部分で、多く村外の考え、なんででしょうね、コーディネート業務であつたりとか、広報誌作成業務であつたりとか、はたまた総合計画の管理業務であつたりとかいろいろありますよね。印刷関係、写真もありましたし。</p> <p>そもそもなんか、そういうできる方がいらっしゃったらいいのになと、自分としては感じながら決算書を読ませていただいたんですけども。</p> <p>もちろん工事関係に関しては、それを早急に行うということはかなり難しい部分があるかと思いますが、手短にできることというのはあるかなと。</p> <p>もう1つ申し上げますと、需用費関係ですよ。</p> <p>物品の購入、事務用品であつたりとか、あと図書の購入であつたりする部分、これは、大体の予算的な措置というのは毎年見れるはずですよ。</p> <p>そこで書店であつたり、そういう機能を村内に持つことで、うまく村としての発注も受けれるし村民のサービスにも繋がるという部分も兼ね備えられる。そういう発想になれるかなと思うんですが、ちょっと改めてもう一度お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと議員の質問がよく分かりませんが。</p> <p>工事関係につきましては、ほとんど村内業者を選んでおまして、村内業者ができない、辞退とか、そういったところになれば村外業者というような形を、たぶん取っていると思います。</p> <p>それから、委託業務等につきましては、今、議員言われますように、コーディネートとか会報、写真とかいろいろ言われましたけれども、実際村内の方がそれを専門と言いますか、としてやっている方というのは、ちょっと私も認識をしております。</p> <p>したがって、物品についても図書についても同じでございますけれども、そういったところを行政のほうで育てると言うのか、その辺りを言っているのか、ちょっともう一度詳しく質問をしていただきたいと思います。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員

4 番	その辺を村がしっかりと育成していけば、雇用に繋がるんじゃないですかという問いです。
議長	村長
村長	<p>働き場所の確保ということで解釈をさせていただきますと、本村にとってはですね、議員おっしゃるように、大変重要なことだと思っております。</p> <p>企業とかの支援につきましては、創業支援補助金とか伝統工芸後継者育成支援金、また雇用拡大については新規雇用拡大支援金、そういったところについて助成はしているところであります。</p> <p>そういった中でもですね、村のほうにそういった業者さんがなかなかいないというところで、残念ながら外注と言いますか、村外の業者さんにとというようなことになっていると思っております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>結論的なことを言うと、例えば移住・定住、東峰村に来てくださいというのは、前々からずっと言ってきていることですが、</p> <p>例えば、こういう仕事であれば、村からの仕事も受けれる可能性が高いので、こういう仕事の人を募集しています。こういう仕事だったらこの村でも始める可能性がありますよというふうな提案をしていけば、もっとこの村で起業したり、人が来やすくなるんじゃないかという提案の話です。</p> <p>例えば、写真であったりホームページ作れる方であれば、今村でもこういう事業発注可能性がありますよという、そういうところで仕事になるので、この村でも生活しませんかという。</p> <p>もう少し分かりやすい話をすれば、村のお金の流出も止まりますし、人口も増える、そういった部分をうまく兼ね備えてやる必要があるかなと思います。</p> <p>もう1つ申し上げたいのが、先ほど言ったなんとか計画の管理業務、いろいろ総合計画、総合戦略、復興計画、そういう管理業務であったりとか、例えば竹棚田の計画等の、例えばコーディネーターとか、要は、大まかな計画を作っていく部分というのが、いわゆるコンサルという部分に投げられておりますけれども、それではなかなか、後々働かされている職員の身になるのかなと思っただけの質問なんですけれども。</p> <p>そういった部分、そもそもやはり職員が責任を持ってやるべきことで、ずっと責任を持ってその施設であったり計画であったりを、維持していくという話に繋がるのではないかなと思うんですが。</p> <p>なぜ、今そういった計画等々、コーディネート等々が委託をされていくということ、そういう選択をされているのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>コロナの感染症の問題で、地方から農村部と言いますか、地方への移住というのは新聞紙上等でも言われておりますし、今日の新聞でしたか、失業者が1万5千人ぐらいなんか出ているというような、これはちょっと福岡県かどこか分かりませんが、そういうのをちょっと目にいたしました。</p> <p>いずれにいたしましても、そういった方、文化的な人たちが来てくれるような村にしたいなという願望はあります。</p> <p>ただ、そのことを遂行していくためには、やはり宿舎の問題とかいろんなところがありまして、現在におきましても宿舎の不足というのは顕著であります。</p> <p>そういった中で、村がそういった宿舎の整備をするというのが、一番やっぱり呼び込むのにはいいのかなと考えております。</p> <p>ただ、予算等の問題もありますし、また、議員の皆さん方の採択、そういったものも受けていかなければなりませんので、いずれにいたしましても、移住・定住という</p>



	<p>ところは言えますけれども、それを受け入れるもの、そういったところの整備というのをやっぱりやっていかないと、なかなか難しいのかなと考えているところあります。</p> <p>今日は良いご提案等を聞きましたので、住宅の建設とかですね、そういったことについても、改めてちょっと検討してまいりたいと考えているところです。</p>
議 長	4 番 高橋弘展議員
4 番	<p>もうその辺に関しては決算のほうでお聞きしたいと思います。</p> <p>指定管理制度の見直しについて、お尋ねいたします。</p> <p>従前来からいろいろ指定管理施設の質問が同僚議員から飛ぶたびに、もう来年4月以降指定管理の制度、指定管理料等々の見直しを行ってまいります。それを検討していきますという答弁があっておりましたが、今の現状でどういうふうに進んでいるのか、大まかでも結構ですので、どういうふうな概要でその見直しが行われるのか、お尋ねします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>指定管理制度の見直しにつきましては、選定委員会の所管が総務課ということで、総務課のほうで、まだはっきりとした部分ではございませんが、検討を行っているところでございます。</p> <p>指定管理制度の指定管理料ですね、につきましては、28年度に一部見直したということで、それまでの一部赤字補填的な算定から、必要な経費から収入を差し引いた部分について、不足する分を指定管理料としてお支払いをするという制度に変えております。</p> <p>この中でですね、来年度4月以降の見直しについての部分でございしますが、基本的な考えといたしましては、先ほど28年度以降に変更した考えを基本といたしましてですね、指定管理料については、やはり工夫して頑張った事業所につきましては収入ですね、増えた分の収入また経営努力等で経費削減した分については、当然指定管理者の収益となるところがですね、大原則ということで、制度を検討というか、考えているところでございます。</p> <p>その考え方の、今のところではございますが、施設の性格ですね、いわゆる収益施設と非収益施設という括りがあると思います。</p> <p>収益施設、いわゆる利用料金制を使っているもの、具体的に言えば宿泊施設とか物販の施設、また、非収益施設としては文化施設や体育施設等があると思います。</p> <p>その部分について、分けて考える必要があるかなというふうに、今のところ考えております。その中で算定方法としての基本的な経費と収入の割合等についてはですね、ちょっとまだ決めかねている。現在28年度をベースにするのが一番いいのかなというふうには考えているところなんですけど、その中で基本的には、非収益施設については、これまでの算定方法で確実に収支がマイナスになりますので、その分について指定管理料の算定、また、収益施設については、収支の関係というよりは、浄化槽とかですね、固定経費の必要最小限な管理費について、要するに施設の建物に対する管理費については指定管理料とする形で、残りについては、やはりそれぞれの指定管理者が収益の向上に努力していただくというところで考えているところでございますが、まだはっきり村のほうからですね、事業所に対して一方的にこうですよというわけにはいきませんので、ちょっと検討がある程度見える形になったときに、議員の皆さんとも協議させていただきながら、方針を確定させていただきたいというふうに、現時点では考えております。</p>
議 長	4 番 高橋弘展議員
4 番	この指定管理施設の、やはり統一した見解というのを村もしっかり持っていただき

	<p>たいなど。</p> <p>現状この施設はもう絶対指定管理料ゼロなんだというのを決めてますからという話があったり、はたまた28年のときに作った、の考えが生きているところもあり、いろいろ施設ごとによって考えが違ったりという部分で、今回のコロナ禍においても、この施設だけはちょっと始めたばかりなんで経費を見ますという部分があったり、その施設間で、施設ごとによって基準がバラバラなんですよね。</p> <p>そういった部分をしっかり見直していただきたいのが1つと、また決算の中でも触れますけれども、やはり修繕費というのがどんどん、どんどんこれから増していく部分があると思います。その施設自体を、この5年後を見据えた形でどうしていくのか。やはり長寿命化を目指すのか、あるいはもうたむ方向で行くのか、そういった部分を迫られる5年間になるかと思えます。そういった方針も含めてですね、ぜひ、示していただきたいなど。</p> <p>そういった部分で、よくこの施設間の事務局ラインの方々と話したりはしますけれども、例えば新しい村で施設ができましたとかいう部分に関して、「うちは聞いてない」とか、「いや、どうなってるの」という部分がよく話で上がるんですが、お客さんからよく聞かれるんですよね。</p> <p>「あそこどうなんですか」、「いつ開いているんですか」、「料金いくらですか」、「はあ？」という話で、ですので、結局役場にお尋ねくださいというような話も結構あります。</p> <p>やはり、そういった村内の観光施設であったり、そういう指定管理施設間のやはり連携であったり、もちろん行政との連携も必要ですし、そういった部分が特に必要になってくるかなと。</p> <p>やはりコロナ禍で今後どうなるか分かりません。ある事業所に関してはお休みの場合もあるし、開ける場合もあるし、そんな事業所間の連携という部分が必要であります。そういった部分をやはり行政主導で、しっかりと連絡会であったり、開く必要があるのかなと思えますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>指定管理のですね、統一化というのは、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、28年度で大体統一できたのかなと思っております。</p> <p>その後できました一般社団法人竹棚田ですね、それからポーン太の森が別になりましたけれども、そういったところについては、竹棚田につきましては指定管理料はなしというところで進んでいるかと思えます。</p> <p>ポーン太の森についても指定管理料はなしというところで、先ほど支援をしたと言っているところは、コロナによって影響を受けたというところの支援だと、そのように私は理解しております。</p> <p>また、議員が言われることはもっともだと思っておりますし、できれば観光ステーションなりDMOあたりをですね、今後やっていかないといけないというのは分かっているんですけども、なかなか人員関係とかですね、いろんな問題があって延び延びとなっております。</p> <p>いずれにいたしましても、横の繋がりと申しましたけれども、それは大事なことだと思っておりますので、今後そういったところについてはですね、当然村の観光のあり方、そういったことも含めて取り組んでまいりたいと、そのように思っております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>ちょっと意図が伝わらなかった部分があるんですけども、農林業振興協議会とか農業分野、林業分野では多く集まる機会があったりしますけども、こういう観光分野であったりとか、そういった部分で集うこと全然ないんですよ。</p>

	<p>なのにもかかわらず、要は、観光施設であったり宿泊施設が乱立しているという状況で、切磋琢磨しろという部分はあるかと思えますけども、逆に連携することでもっと相乗効果があるのかなと思えますので、ぜひ、所管する担当課ベースですね、そういう協議をする場を設置していただきたいなという、要望だけお伝えしておきます。</p> <p>最後に、水源の森交流館について、お尋ねいたします。</p> <p>一応建設の工事業者も決まって、今、工事に入っている段階であります、やはり今後そこが完成した後に、どういうふうなことになるのかというのが、なかなか村民の方に伝わらなくて、本当にあそこの業者は大丈夫かというふうな声があがったりとか、なんかいろいろですね、不安の声がありますけれども、私もその業者の方と話して、いろいろ熱い思いであったりとか、準備段階等々は聞いております。</p> <p>やはりそれが伝わっていかないことが、村民の方々の不安を招いているのかなとありますが、村との関係をお尋ねする質問を、ちょっと重ねていきたいんですが。</p> <p>ちょっと1番目飛ばして、賃貸借契約が行われた後、村は業者の方とどういうふうな関係になっていくのか、村からのサポート、支援等々があるような関係というのは続いて行くのか、お尋ねします。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>村としましてはですね、年度末に事業実績や収支報告等を受けることですね、運営事業者の運営状況の確認ができるような状況になるように、今のところ考えているというところになります。</p> <p>また、小石原地区の農泊推進協議会での議論を踏まえまして、小石原地区の活性化に向けた取り組みであればですね、村としても連携支援を考えているというところになります。以上でございます。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>今度される事業者の方は研修をベースにされるということで、研修、いろいろ聞く中では最初企業研修というのが主だったのかなと思えますが、このコロナ禍において、なかなか企業研修もままならないので、村民の方も不安を抱えているのですが。</p> <p>例えば、自治体の研修であったり、言われているのが地域おこし協力隊の研修みたいなものの拠点となっていけばいいなど。</p> <p>そういった部分で、村としてそれを支援というか、サポートしていく、後援していくというふうな考えというのは、今の時点であるのかどうか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>ちょっと高橋議員の聞かれていることがあまりにも大きいと言いますか。</p> <p>当然ですね、村としても支援をできるところはやっていかなければならないと考えております。</p> <p>この前、水源の森交流館のですね、実質的に管理をやっていくと言いますか、運営をやっていくという方がみえられました。なかなか良い考えをお持ちで、先ほど議員が言われてましたように、地域おこし協力隊とか、それから民間の人を相手にした研修会等も今後やっていきたいとか、いろんな構想をお聞きしたところでもあります。</p> <p>そういったところで、村が協力をできる場所があればですね、村としてもしっかりとサポートしていきます。そういったことを伝えたところでもありますので、やはりせっかく大金をかけて水源の森交流館ができますので、その辺りがしっかりと運営ができるようには、村としてもサポートをしていきたいと考えています。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>ぜひ、いろいろ考えていただきたいなと、一緒に。</p> <p>この水源の森交流館のこの賃貸借というのが、やはり企業誘致とそんなに形として</p>

	<p>は変わらないはずなんですよね。</p> <p>じゃあ、以前来たリソースフォレスト、現状どうなってますかという部分で。せっかく木質ブロックの工場を誘致して、じゃあ、木質ブロック、村内の事業で使いましたかという、未だ使われてないかと思います。</p> <p>そういった部分で、やはり企業誘致するなら村とセットで、しっかりと二人三脚で進んでいくというのが一番の効果があるのではないかなと思っているところです。</p> <p>最後に、村民の不安をぜひとも答えていただきたいなど。</p> <p>もし仮に契約者の方が途中で業務続行不可能になった場合に、責任の所在であったり、その中のものであったり、次、村としてはどういう段階になるのか。</p> <p>仮の話でなかなかできないかと思いますが、そういった部分をしっかりと賃貸借契約の準備はされているのかというのをお尋ねします。</p> <p>例えば、もうその原状復帰を目指すことを契約に入れるのか、もうそのまま居抜きで次を募集するのか、そういった部分の条件設定について、現段階の見解をお尋ねします。</p>
議 長	<p>答弁をもって、一般質問の終了といたします。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>まず、運営事業者の決定につきましては、小石原農泊推進協議会にて取りまとめた方針に沿ってですね、適切に事業者のほうを今のところ決定しているというところでございます。</p> <p>まず、賃貸借契約についてはですね、まだ現状では実施していないということになりますので、ということですね、先ほどちょっとお話ありましたとおり、仮定の話としましても、事業継続が困難となった理由とか要因が分からない中でですね、質問については、ちょっと答えられない部分がございます。以上でございます。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で、一般質問を終了します。</p> <p>午後からは決算審査特別委員会を開催いたします。</p> <p>13時まで休息いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時05分)</p>

# 第8回 東峰村議会定例会会議録

令和2年9月11日  
( 第 4 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和2年 第8回東峰村議会定例会議事日程

令和2年9月11日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 3 2 号 東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3 3 号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について
- 日程第 3 議案第 3 4 号 令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- 日程第 4 認定第 1 号 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 2 号 令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 3 号 令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 4 号 令和元年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 報告第 3 号 令和元年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について
- 日程第 9 発議第 3 号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について
- 日程第 10 請願第 1 号 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書

日程第 1 1 請願第 2 号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書

日程第 1 2 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、皆さんのお手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(10時20分)</p>
議 長	これより各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第32号「東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>この改正案についてですね、異議を申し上げるわけではないんですが、先ほどの決算審査特別委員会の折にも、保健福祉課の関係で、インフルエンザ等あった場合に、時別にまた考えて対応するというような答弁をいただいていたかと思えます。</p> <p>その中で、これはもう確認なんですけど、そういうものが必要だということについては、保健福祉課のほうで判断して、そういうものを行っていくということによろしいですかね。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>先日、保健福祉課の課長補佐が答弁しましたとおり、土曜日の診療においてですね、インフルエンザの予防接種を行うということで、診療所のほうと協議を詰めております。</p> <p>予定としてはですね、11月の土曜日に2日間ですね、ほどは土曜日のインフルエンザに限定して診療を行おうと、そういう計画を設けておるところでございます。</p> <p>今後においてですね、そういう必要性が生じれば、今回の条例改正案の第3項にありますように、必要に応じて開所することができるとありますので、そういった条項で対応したいと思っております。以上です。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>ちょっと下世話なことで申し訳ないんですけど、月に2日か3日ぐらいになると思えます。先生が休みということになりますので、この先生に対する診療報酬というのは変わるのか、このままなのか、そこをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>土曜日にはですね、元々、以前診療を行っていた際もですね、管理職員特別勤務手当で対応しておりましたので、基本的な給与はですね、土曜日を含めて計算されていたわけではございませんので、変わるところはございません。以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第32号「東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p>



	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第33号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 4番 高橋弘展議員</p>
4 番	<p>2つ質問をさせていただきます。 23ページ、まず、10款2項1目学校管理費の17節備品購入費440万の東峰学園サーバー機器購入で、サーバー更新と聞いておりますが、このサーバー自体は、学校だけで独立した、要は、先生たちのパソコンを繋ぐ基幹的なサーバーということでしょうかというお尋ねと、そもそも役場自体がクラウド化も進んできたりしてきておりますが、そういった、要は、県内の学校もそういった流れにはならないのか、まず1点お尋ねします。 もう1点が、その次のページですね。 2目の文化財事業費の東峰村文化財記録保存業務で立面図、断面図等の図面を取るという話でお聞きしておりますが、この旧宝珠山小学校ですかね、中学校か、ごめんなさい聞きそびれましたが、あと旧役場ですね、それはあくまでも壊す前提でこの立面図、断面図を作成するのか。あるいは活用するための立面図、断面図なのか、その分について、お尋ねします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>まず、最初にお尋ねの10款2項1目の備品購入費の東峰学園サーバーの機器ですが、これは、東峰学園だけの先生方のパソコンと学校で使う分のサーバーの入れ替えとなっております。 それと次のページの文化財事業費ですけども、これは、一応取り壊しの対象となっております旧宝珠山中学校と旧宝珠山村役場の関係のもので、記録保存、今後に残すための記録保存としております。以上です。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>回答漏れがありましたので、ちょっとその部分について確認の1.5回目の質問をさせていただきますが。 そのサーバーの機器の部分について、県内でもクラウド化とか、やっぱりこの440万を運用していく自体、この小規模校について妥当なのかどうかという部分はあるかと思えます。 そういったクラウド化とか県での取り組みとして、集中的なサーバーという管理にならないのか、あくまでもやっぱり村で独自に、学校で独自にサーバーを組まないといけないのか、そのへんについて、改めて確認の意味でお尋ねします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>クラウド、つまりもう上ですね、あっちから持って来るやり方と学校にあるサーバーから持って来るやり方では、やはりクラウドの場合はシステム障害というのがやっぱり起こりやすいと、授業中ですね。 学校の中にサーバーがあれば、サーバーの中に落とし込んで、ソフトを落とし込んで、そして直接授業の中で使えるから、どちらから言ったら利便性、安全性はそっちの方が高いというような話し合いで、そのような形になりました。</p>

	<p>ということで、より授業が止まらないように、いろいろ震災のときとか、みんながパソコンとかスマホとかにアクセスしたらなかなか繋がりにくくなって、くるくる、くるくる回りますよね。ああいう状態になってしまうので、もう学校独自にそのサーバーに入れて、そこから落とすという形でいこうと決まりました。以上です。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
2番	<p>2回目の質問でいかせていただきたいですが。</p> <p>そのサーバーを自前で用意すると、やはりサーバーの管理者等が必要になってくると思います。現状でどなたが、どういう方がこのサーバーの管理をされているのか。そのサーバーの維持管理、コスト的な部分が大体どれくらい年間かかっているものなのかという部分ですね、お尋ねしたいのと、次の文化財のほうですね。</p> <p>文化財のほうに関しては、これ総務課のほうに聞くべきものなのかもしれませんが、これは、完全に取り壊しというものが確定した案件ということでよろしいのでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>サーバーの管理ですが、納入業者のほうで管理を行っております。</p> <p>コストの面は、すみません、調べて後でご回答させていただいてよろしいでしょうか。</p>
議長	課長、答弁を明確に行ってください。
教育課長	<p>はい。</p> <p>コストの面につきましては、今、私のほうで分かりませんので、改めて調べて説明させていただきたいと思います。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>旧宝珠山中学校また旧役場につきましては、一応解体という方針は、決定していると理解していただいてよろしいんですけど、まだいつ壊すかという部分についてはですね、予算化をしておりますので、ちょっとそこについては、回答はしかねます。</p> <p>解体を前提として、村にこういう施設があったという記録を残すということで、今、記録の保存を行っているということでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>4番 高橋弘展議員、3回目です。</p>
4番	<p>3回目、先ほどに続いての質問ですが、ちょっと維持管理コストが分からないと、なかなかこの440万の導入価値というのが分かりかねますので、ぜひ、分かるなら聞いていただくと、そうなんだと、440万の価値が分かるかと思います。お願いできますでしょうか。</p> <p>というのと併せて、総務課長のほうにお尋ねしますが。</p> <p>先ほどの取り壊しという方針が確定しているということで、今、公共施設等総合管理計画が定められているかと思います。</p> <p>そこで、例えば大きな方針ですね、例えば、長寿命化に舵を切る大規模改修であったりとか、あとはその建物の廃止、先ほどの取り壊しですね、という判断自体は、今現状どういうところで判断が下されるものなのか、それはもう村長の一存で、要は、行政の庁議なり、最終的には村長が決められると思いますけども、何か委員会等過程があるのか、あくまでも行政内でそれを決めてしまうものなのか、現在その今言われた建物が、取り壊しという決まった過程について、お尋ねします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>公共施設の分については、総合管理計画を作る際に、ちょっとまだ、なんですかね、庁議、課長会と兼ねて協議を行っておりますので、名称を、ちょっと今管理計画がございませんので、すみません。委員会、課長以上を構成員とする委員会を設置し、す</p>

	<p>るということにしております。</p> <p>策定の段階にあたって、その時点で除却等の方向性の部分について、また、小石原のコミセンとかですね、老人憩の家ですかね、また、旧役場、旧中学校についても除却という方針ですね、当初もう計画を策定する時点でそういう結論に至っているということで、今後については、また個別計画等の中で長寿命化を図る、また集約するとかいう方針はですね、随時決まっていくものというふうに思っています。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>すみません。サーバーの件ですけども、アプリケーションサーバー1台で5年間保守が含まれております。それとファイルサーバー、バックアップ費用、ソフトウェア、ウイルス対策、フィルタリングソフト等の5年間の保守を、契約が含まれております。それと初期設定作業と既存の機器の廃棄作業も含まれております。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>22ページ、2款1項22目の地域情報通信費、これも番組制作委託料ということで説明を受け、また、東峰テレビの10周年記念番組ということで説明は受けておるわけなんです。</p> <p>これ自体、じゃあ、もう東峰テレビが任せきりなのか、それともきちっと監修したものをですね、どこの部署か、どなたかが監修して本当に良いものができるのかと。自前で作って、自前の考え方でですね、そういう番組を作ってもらっても、村民の皆さんは共感得ないというようなことがですね、やっぱり非常に注意されるし、また、こんなもん作ってと言われることではいけませんのでね、その辺りのところはきちっとそういう体制を考えて、この予算が出て、やっておるのかということについて、お尋ねいたします。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>その辺につきましてはですね、こちらもせっかく作るものでございますので、10周年をきちっとした形ですね、残していこうということで、そういう内容を打ち合わせをしているところでございますので、その辺はですね、重々打ち合わせを入念にしながら、10年間の歩みというものをですね、きちっとした形で残していけるような番組制作に努めてまいりたいと考えております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>そうしますと先ほどですね、一番最初言った、じゃあ、誰が監修するのかと。作っていききたいと、いろいろやりたいということは分かりますよ、ただ、責任持ってですね、作るのに、監修等は誰がやるんですか、最終的に。</p> <p>できたものを、話し合っ、これになりましたという話では、なかなか失敗の多い過程がよくありますんでね、そこのところをきちっとした体制、今、できてないなら体制づくりをきちっとやって、やっていただくと、せっかく作るならですね。その辺りのところを再度お尋ねしたいと思います。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>ごもつともだと考えております。</p> <p>私どもが担当課でございますので、私どもの課が主体となりまして、そういったですね、監修等ですね、協議が行えるような形を取ってまいりたいと考えていききたいと思っております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員、3回目です。
9 番	<p>だから、監修を行うと、じゃあ、そういうものを作るのか、誰かがやるのか、そこを僕はお尋ねをしたんですよ、さっきも。</p> <p>ですから、じゃあ、こういう体制を作るとかね、例えば、企画政策課長、あなたが責任持って監修してやりますというのか、その辺りのところをきちっと明確に</p>

	していただきたいということを言っておるところなんですよ。
議 長	副村長
副 村 長	東峰テレビについてはですね、一応私がですね、局長という立場を仰せつかっておりますので、今回の10周年の記念番組の内容についてはですね、私のほうで責任を持って監修をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。
議 長	5 番 長澤貞義議員
5 番	22ページの新型コロナウイルス感染症緊急包括、これは、保育園の分だと思いますが、この補正にはちょっと上がっていませんが、東峰学園の子どもたちの手洗いでですね、これで、現在コロナで、よく手を洗いなさいと言われていています。学校の水道はセンサー式になっているのか、なっていないのか、それをお願いします。
議 長	教育課長
教育課長	学校の水道はセンサー式にはなっていないと思います。確認をしたいと思います。
議 長	議案に沿った質問をお願いします。 5 番 長澤貞義議員
5 番	現在コロナが蔓延しておりますので、今、しておかないといけないなと思いましたが、すみません。 なっていないならですね、他の学校等とも話してですね、県ともですね、ぜひ、そういうセンサー式で手を洗えるということになると、もう触らなくてもいいんですよ、栓を止めるときと開けるときに。ということで、蔓延が少しは減るんじゃないかということですので、お願いします。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結します。 採決します。 議案第33号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第34号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結します。 採決します。

	<p>議案第34号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第4～ 日程第7	
議長	<p>日程第4 認定第1号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第5 認定第2号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第6 認定第3号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第7 認定第4号「令和元年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>は、決算審査特別委員会に付託をいたしました。</p> <p>決算審査特別委員会、委員会報告をお手元に配布しております。</p> <p>それでは、決算審査特別委員会の委員長の報告をお願いします。</p> <p>決算審査特別委員会委員長</p>
委員長	<p>決算審査特別委員会の委員長報告を行います。</p> <p>令和2年第8回東峰村議会定例会、9月8日、本議会において、決算審査特別委員会に付託を受けました件について、会議規則第76条の規定により、審査結果を報告いたします。</p> <p>付託を受けた案件につきましては、</p> <p>認定第1号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第2号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第3号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第4号「令和元年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>以上の4件でありました。</p> <p>審査期日は令和2年9月9日から10日、11日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。</p> <p>審査結果は、原案のとおり認定するものと決定いたしました。</p> <p>決算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも併せて報告いたします。</p> <p>以上、付託を受けました案件について、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、決算審査特別委員会委員長報告がなされました。</p> <p>日程第4 認定第1号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり、認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定しました。</p>

議 長	<p>日程第5 認定第2号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第6 認定第3号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第7 認定第4号「令和元年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定しました。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 報告第3号「令和元年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4 番	<p>44ページをお願いいたします。</p> <p>監査報告についての部分について、村長にお尋ねしたいと思います。</p> <p>この監査報告の後半の部分ですね、また、以前より課題になっておりました赤字経営からの脱却についてですが、既存の事業を継続しても黒字転換は極めて困難な状況です。例えば、負債3部門、いぶき館特産品の事業からの撤退などを検討し、まずは赤字を減少させる体制を早急に整備すべきだと考えますと、いう監査報告が上がってきておりますが、現状社長を務められております村長の、まず、この社長としての見解ですね、この監査報告が上がってきた部分に対して、現状ふるさと村としては、やはりこのいぶき館特産品という部分の撤退を本格的に検討していくという形になるのかどうか、その辺の今の動き、方向性について、まず社長の見解として、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>宝珠山ふるさと村はですね、結成当時から赤字が続いております。一部黒字になったところもありますけれども。</p> <p>この問題につきましては、平成29年度から変えていこうということで、検討と言いますか、実施をする予定でございましたけれども、結果的に7月5日の豪雨災害以降、それが実施できないような状況になっております。</p> <p>そういった中で、豪雨災害後の施設の、なくなった状況とかですね、そういったところで、それから今年度につきましては、コロナの関係で親水公園とか、そういった</p>

	<p>ところの営業もできないような状態になっております。</p> <p>現状のままですと、ふるさと村はやはり赤字から脱却できないと考えておりますので、そういった点について、現在役員会の中で、いろんな検討をさせていただいているところであります。</p> <p>そういった中の1つに、やはりいぶき館とか、特に特産品開発、販売、そういったところをどうするのかというのが、監査委員のほうからも指摘を受けているところでありますので、その点につきましても、今、役員会の中で議論をし、そして、今後新しい事業も含めてですね、定款等の改正等もやっていかなきゃいかんというようなことで、今、役員会の中では話が進められているというところであります。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>今度は村の立場という形でお尋ねしたいと思いますが。</p> <p>特産品のほうは、もし事業が廃止になったとしても、確かに村の特産品を作る中心的な部分がなくなる大きなダメージではあります、いぶき館のほうですね、もしふるさと村が事業というか、管理を行わないとなると、村に返ってくる形になるかと思えます。</p> <p>そういった場合の検討等は、担当課等で始まっているのでしょうか。要は、もうこの後残り半年間の間に、その決断がなされた場合に、半年間しか時間がない中で、村にいぶき館が返って来た場合に、どうするのかというような検討が始まっているのかどうか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>村のほうとしましては、まだその段階には行っておりません。当然、総会等をですね、経た上での決定になるかと、私は思っておりますので、まずは株主さんとか、そういった方たちにも説明を申し上げ、承諾をいただいた上で、結論という方になるかと思っております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号「令和元年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告」を、終了します。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 発議第3号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を、提出者伊藤均議員に求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>発議第3号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」</p> <p>この説明につきましては、意見書の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなってきている。</p> <p>地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地方経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。</p> <p>よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。</p> <p>1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源を確保・充実</p>

	<p>すること。その際、臨時財政対策債が累積するようなことのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。</p> <p>2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。</p> <p>3 令和2年度の地方税収が大幅に激減することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。</p> <p>4 税源の遍在性が小さく、税収が安定的な地方体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡大・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。</p> <p>5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>東峰村議長名です。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑のある方おりますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第3号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定をいたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日関係省庁に提出をいたします。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 請願第1号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、議題といたします。</p> <p>紹介議員、黒川隆康議員の説明を求めます。</p> <p>3番 黒川隆康議員</p>
3番	<p>請願第1号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」の説明につきましては、意見書案の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書(案)</p> <p>(一) 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。</p> <p>(二) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、3月に全国の学校で一斉臨時休業が行われ</p>



	<p>て以降、4月には「緊急事態宣言」が出され、5月には宣言の継続が決定されて、学校の臨時休業が延長されました。その後、段階的に学校再開がすすめられています、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。</p> <p>日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。第7次教職員定数改善計画において、1年生における35人学級が実現したものの、その後計画が変更になり、少人数学級においては、各自治体の判断に任されている状況です。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級（35人以下学級）の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。</p> <p>学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びを実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置等も行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として、財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。国庫負担割合を2分の1に復元することを要請いたします。</p> <p>子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、政府予算編成において上記事項が実現されるよう、意見書を提出いたします。</p> <p>東峰村議会議長名であります。</p> <p>提出先は、次のページにありますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に提出いたします。以上であります。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>請願第1号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定をいたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日関係省庁に提出いたします。</p>
日程第11	

議 長	<p>日程第 1 1 請願第 2 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」を、議題といたします。</p> <p>紹介議員、長澤議員の説明を求めます。</p> <p>5 番 長澤貞義議員</p>
5 番	<p>請願第 2 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」の説明につきましては、意見書の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書</p> <p>請願者 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6 4 2 5 自治労東峰村職員労働組合 執行委員長 杉野秀行</p> <p>紹介議員 長澤貞義</p> <p>地方財政の充実・強化を求める意見書</p> <p>いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実的に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。</p> <p>こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」で、2021 年度の地方財政計画まで、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に 2020 年度地方財政計画の一般財源総額は 6 兆 3 千 1 億 8 千万円、前年比 +1.2% と、過去最高の水準となりました。</p> <p>しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。</p> <p>これ溜め、2021 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会保障・感染症対策、防災・環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。</li> <li>2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を定格に行うこと。</li> <li>3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020 年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021 年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。</li> <li>4. 地方交付税における「常務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。</li> <li>5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。</li> <li>6. 2020 年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保をはかること。</li> <li>7. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。</li> </ol>

	<p>8. 地域間の財源遍在性の是正にむけては、遍在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。</p> <p>また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応すること。</p> <p>9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定の特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。</p> <p>10. 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。</p> <p>2020年9月、これは、東峰村議会議長名で送ります。</p> <p>提出先ですね、安倍晋三内閣総理大臣、菅義偉内閣官房長官、高市早苗総務大臣、麻生太郎財務大臣、梶山弘志経済産業大臣、北村誠吾内閣府特命担当大臣、西村康稔内閣府特命大臣・新型コロナウイルス感染症対策担当大臣です。以上です。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>請願第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定をいたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日関係省庁に提出いたします。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生検証特別委員会から閉会中の継続調査申し出がなされております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p>

	<p>村長よりあいさつの申し出がっております。これを許可します。</p> <p>村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>9月8日より本日まで、令和2年第8回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様の慎重審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を、今後の行政運営に活かしていく所存ですので、今後も議員各位のご理解とご協力をよろしく願いをいたします。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症の関係で、いろんな催し物が影響を受けていますが、今月13日には東峰学園の第10回運動会が、時間を短縮し規模も縮小して行われます。中学3年生にとっては最後の運動会が、このような形で開催されますことにつきましては残念ですが、この感染症の中ではやむを得ないことかなと思うところで</p> <p>9月も中旬を迎え、秋の穫り入れが全盛期を迎えています。まだまだ残暑が厳しい中ですので、議員各位におかれましては、お体をご自愛され、さらにご活躍くださいますよう心からお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議長	<p>これもちまして、令和2年第8回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p>(11時11分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議長</p> <p>議員</p> <p>議員</p>